地下水に着目した法定外普通税 のあり方についての報告書

令和4年6月 山梨県地方税制等検討会

目次(ペー	-ジ)
はじめに	1
第1章 山梨県の財政状況	2
第2章 山梨県における地下水利用の状況	9
第3章 地下水に着目した法定外普通税の検討	1 5
第4章 今後の制度設計に当たっての留意事項	2 7
第5章 まとめ	28
参考資料1 山梨県地方税制等検討会設置要綱	2 9
参考資料2 山梨県地方税制等検討会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
参考資料3 法定外税の検討の経緯	3 1
参考資料4 山梨県議会からの政策提言	5 6

はじめに

近年、山梨県では、人口減少・少子化が急速に進み、行政サービスの財源である税の主要な担い手とされる生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の大幅な減少など、社会経済活動への影響が懸念されている。

また、令和2年には高齢化率が30%を超え、全国よりも早く高齢化が進展するとともに、75歳以上の後期高齢者が高齢者全体の50%以上となっており、医療・介護等の社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれる。

更に、進学や就職のため、大学・企業等が数多く立地する東京圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)等の大都市圏へ転出することにより、県内で子育てを行う若年層が少なくなり、少子化に歯止めがかからないという負の連鎖が続いている。

財政面においても、山梨県の歳入総額における県税等の自主財源比率は、近年39%から43%程度と全国的にも低い水準で推移しており、特に歳入総額の20%を占める県税については、人口一人当たりの税収額を見ると、全国平均を100とした場合、地方税計では山梨県は89.5%、法人関係二税(法人県民税及び法人事業税)では山梨県は79.1%と乖離している。こうした厳しい財政状況下にあるとはいえ、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向けた施策・事業等をスピーディーに実行するとともに、持続可能な行財政運営を図っていくためには、自主財源の確保に積極的に取り組んでいく必要がある。

このように山梨県にとって自主財源の確保が急務である状況の中、山梨県議会は、平成31年3月に「地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言」を山梨県知事へ提出し、県に対して自主財源確保の方策となる新たな法定外普通税の導入に向けた検討を求めた。

この政策提言を踏まえ、山梨県は令和元年8月に租税法等の学識経験者などから構成される「山梨県地方税制等検討会」を設置し、本格的な検討を開始した。

<u>もとより、山梨県地方税制等検討会は、その性質上、法定外税の導入の是非といった政治的な判断を必要とする論点について検討することを目的としないことは言うまでもない。したがって、同検討会では、仮に制度を導入する場合に想定できる複数の法定外税の税制案</u>の論点整理や制度化に当たっての留意事項などについて活発な議論を行ってきた。

以下、その検討結果を報告する。

第1章 山梨県の財政状況

1 全国的に厳しい地方財政

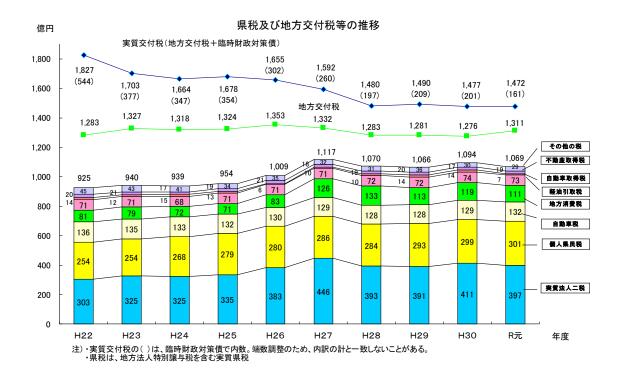
少子高齢化や人口減少の深刻化により、人口構造に大きな変化が見込まれる中、東京圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中、また、それに伴う地方の疲弊が 限界を迎えている。

こうした中、地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成6年度以降急激に拡大し、平成22年度には景気後退に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の落込みにより、過去最大の18.2兆円に達した。令和3年度にも通常収支にかかる財源不足は10.1兆円となり、依然として大幅なものとなっている。

山梨県においても人口減少、少子高齢化、若年層の大都市圏への転出といった負の連鎖の状況にあり、「2¹¹」以下に示すとおり近年の財政データによっても山梨県の財政の厳しさは顕著なものとなっている。

2 山梨県における県税収入の推移と自主財源比率

山梨県の令和元年度の県税収入(地方法人特別譲与税を含む実質県税)は1,069億円であり、平成22年度から144億円増加しているが、この間に実質交付税(地方交付税+臨時財政対策債)は約355億円減少しており、財政状況は厳しさを増している。



¹⁾ 使用する財政データについて、令和2年度及び令和3年度は歳出・歳入ともに新型コロナウイルス感染症対応による特殊要因による増減が著しく、他の年度との比較に適さないため、基本的にはコロナ禍前の令和元年度以前のデータを用いた。

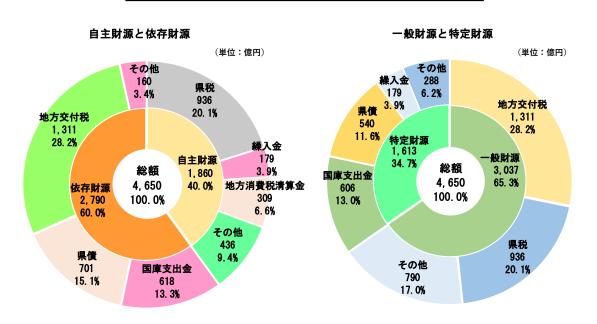
また、令和元年度歳入決算における県税などの自主財源比率は40.4%、近年でも39%~43%程度で推移しており、全国的にも下位の水準となっている。

自主財源比率(普通会計ベース)の推移

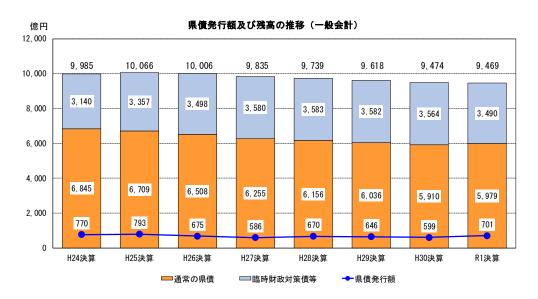
(単位:億円)

_							<u>単位:億円)</u>
	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R元決算
地方税	925	978	1, 190	1, 127	1, 145	1, 179	1, 136
分担金及び負担金	33	24	22	23	27	27	26
使用料	59	67	73	80	79	78	78
手数料	15	15	15	15	15	15	15
財産収入	38	31	39	38	31	31	37
寄附金	1	2	2	2	2	2	3
繰入金	181	134	36	77	112	65	79
繰越金	214	253	201	163	153	169	147
諸収入	541	559	519	472	441	401	372
合計	2, 007	2, 063	2, 097	1, 997	2, 005	1, 966	1, 892
歳入合計	5, 111	4, 917	4, 778	4, 653	4, 629	4, 599	4, 684
自主財源比率	39.3%	42.0%	43. 9%	42. 9%	43. 3%	42. 8%	40. 4%
全国順位	29位/47都道府県	29位/47	29位/47	28位/47	29位/47	30位/47	32位/47
人口100万人未満の県順位	3位/9県	3セ±∕9	3位╱9	3位╱9	3位╱9	3位/9	3位/9

令和元年度一般会計歳入決算の状況

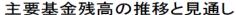


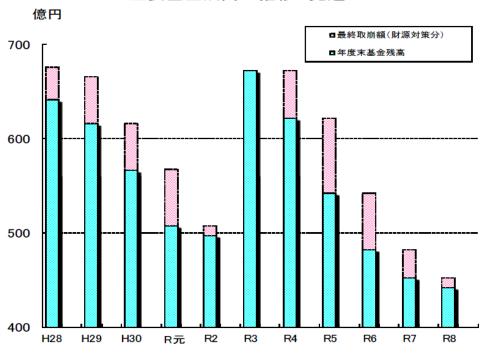
更に、山梨県における令和元年度末の県債残高は9,469億円にのぼり、高い水準で 推移しており、通常の県債等残高の削減に努めている。



3 山梨県における財政の中期見通し

令和4年2月に公表した「山梨県財政の中期見通し」では、山梨県の予算編成に当たっては、毎年、多額の財源不足が生じ、主要基金の取崩しを余儀なくされており、令和4年度以降は、実質県税の減少や社会保障関係経費などの増加に伴い、60~130億円の財源不足が見込まれ、執行段階での節減努力等により取崩しを一部回避できるものの、基金残高は漸次減少していく見通しが示されている。





(単位:億円)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
財源不足額	160	160	155	155	140	145	100	130	110	80	60
最終取崩額 (財源対策分)	35	50	50	60	10	0	50	80	60	30	10
年度末基金残高	641	616	566	507	497	672	622	542	482	452	442

- ※ 主 要 基 金=財政調整基金、県債管理基金(満期一括償還の地方債に係る償還財源分を除く)、公共施設整備等事業基金
- ※ 財源不足額=当初予算編成時に不足した財源を主要基金から繰り入れた額
- ※ 最 終 取 崩 額 =上記財源不足額のうち、実際に取り崩しを行った額(令和3年度以降は見込み額)
- ※ 年度末基金残高=主要基金の残高の合計。令和3年度までは運用益その他の積立金を反映させた額。

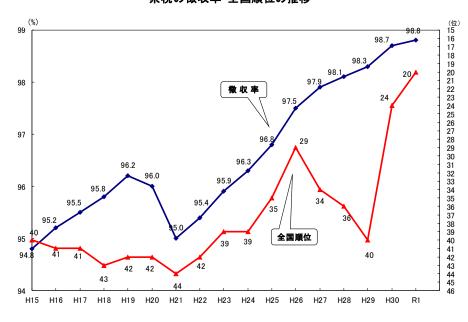
令和4年度以降は運用益その他の積立金を反映させていない。

4 課税自主権を活用した自主財源確保の取り組み

「2 山梨県における県税収入の推移と自主財源比率」で示したとおり山梨県の自主 財源は非常に脆弱であり、「3 山梨県における財政の中期見通し」で示したとおり、主 要基金残高も今後減少が見込まれるなど、財政状況は厳しさを増している。

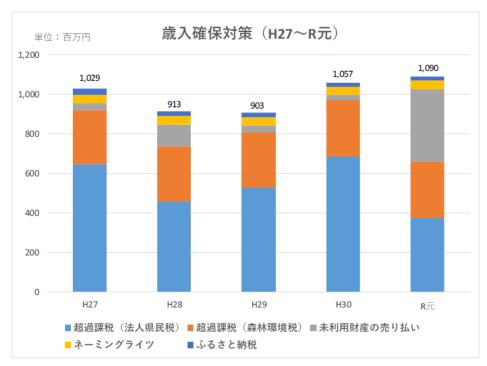
一方、人口減少という国全体の不可避なトレンドの中にあっても、山梨の全ての可能性・潜在力を活かし、県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨を実現するための施策を積極的に実施するためには、安定した自主財源の確保が必要不可欠である。県では、これまで歳入の確保・歳出の見直し両面から様々な取り組みを行ってきた。

歳入面では、県税収入を増加させるため、県は平成20年に山梨県地方税滞納整理推進機構を設立し、市町村と連携して徴収強化に取り組み、平成19年度に96.2%(全国42位)であった徴収率を令和元年度には98.8%(全国20位)まで向上させた。



県税の徴収率・全国順位の推移

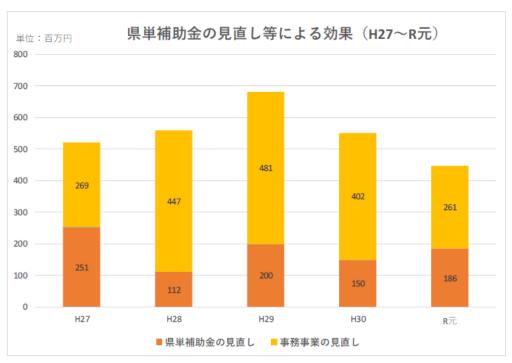
その他の歳入確保策としては、中小法人等を除く法人に対する超過課税や、県民税均等割の超過課税(いわゆる「森林環境税」)を導入したほか、未利用財産の売却、県有施設に対するネーミングライツの導入、ふるさと納税の拡大等に取り組んできた。



(単位:百万円)

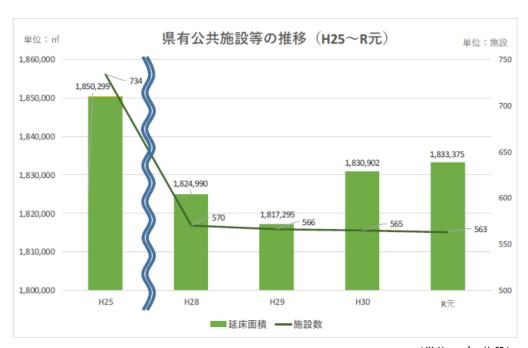
項目	H27	H28	H29	H30	R元
超過課税(法人県民税)	648	460	528	687	374
超過課税(森林環境税)	273	279	281	285	286
未利用財産の売り払い	33	108	33	24	365
ネーミングライツ	43	43	43	43	44
ふるさと納税	32	24	22	18	20
合計	1, 029	914	907	1, 057	1, 089

また、歳出面では、既存の県単補助金や事務事業の見直し等により、財源の重点的・効率的配分を実施しているほか、定員適正化計画等により人件費の更なる抑制を図ってきた。また、山梨県公共施設等総合管理計画に基づく県有施設のあり方検討を実施し、施設の集約化や市町村等への移譲、廃止等により、施設規模の適正化を図ることで、維持管理費等の縮減にも取り組んでいる。



(単位:百万円)

項目	H27	H28	H29	H30	R元
県単補助金の見直し	251	112	200	150	186
事務事業の見直し	269	447	481	402	261
合計	520	559	681	552	447



(単位:m^{*}、施設)

項目	H25	H28	H29	H30	R元
延床面積	1, 850, 299	1, 824, 990	1, 817, 295	1, 830, 902	1, 833, 375
施設数	734	570	566	565	563



(単位:億円、人) 項目 H27 H28 H29 H30 R元 人件費計 1, 190 1, 182 1, 173 1, 166 1, 162 総職員数 13, 125 13,043 12,962 12, 951 12, 856

こうした財源確保の取り組みを全庁的に強化するため、令和2年10月には「財源確保対策基本方針」を策定し、事業の総点検・聖域なき見直しに加え、これまで以上の歳入確保に取り組むこととし、「I公有財産の有効活用の推進」「II新たな税外収入の確保」「IIその他歳入の確保」の3つを柱として全庁的に積極的な取り組みを進めている。

上記「皿その他歳入の確保」の具体的な方策の1つが「課税自主権の活用」であり、 地下水に着目した法定外普通税の検討もこの財源確保対策のための方針の一環として 位置付けられるものである。

第2章 山梨県における地下水利用の状況

1 山梨県の地下水の特徴

山梨県は、県土の78%を森林が占める全国有数の森林県であり、県内森林面積のうち、 県有林が占める割合(46%)が全国で最も高いことが特徴となっている。このような広 大な森林をはじめとした豊かな自然環境が山梨県の地下水を育んでいる。

また、その地下水の水質については、硬度成分(カルシウムやマグネシウム)の量が少ない軟水が多く、癖がなく飲みやすい特徴があり、富士山、八ヶ岳などの火山、花崗岩からなる南アルプス甲斐駒ヶ岳、奥秩父の山々など、良質な地下水を産出する地形地質に恵まれており、水質にもそれぞれの地質に応じた特色がある。

このような地下水の適正な採取及び水源地域の適正な土地利用を確保するため、県は 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を平成24年に制定し、健全な水資源 の維持に努めている。

更に、健全な水循環を守り育てる「育水」を推進するとともに、山梨の水のブランドカを高め、産業の活性化や地域のイメージアップにつなげる「やまなし「水」ブランド戦略 推進事業」を展開している。

◇森林面積と森林比率

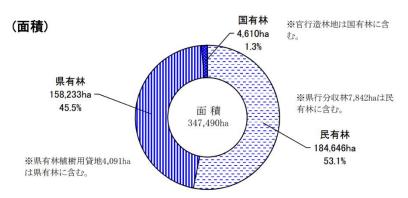
山 梨		
総面積	森林面積	森林比率
446, 527 ha	347,490 ha	77.8%

※総面積は、「山梨県統計年鑑」(令和2年度刊行)による。

※森林面積は、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林と県内国有林の計 (R3.3.31時点) (森林整備課の業務資料及び関東森林管理局の数値による)

出典:「令和3年度山梨県林業統計書」(2021年)

◇所有形態別森林面積



出典:「令和3年度山梨県林業統計書」(2021年)

2 地下水の事業活動への利用

(1) 全般

山梨県では、地下水が事業活動に広く活用されており、令和2年工業統計調査(令和元年実績)によると工業用水として使用する水の81.0%が井戸水で賄われており、この割合は全国1位となっている(2位は長野県で77.7%)。

県は、揚水設備(井戸)の吐出口の断面積が50cm²超の地下水採取者(以下「大規模採取者」という。)に対し、条例に基づき採取量の定期報告を求めている。この大規模採取者の業種別の地下水採取量の内訳を見てみると、多岐にわたる業種が対象となっており、「電気・ガス・熱供給・水道業」と「製造業」の割合が高く、製造業のうちでは、「飲料」「電子部品」「食料品」の割合が高い状況となっている。

◇大規模採取者による業種別地下水採取量(令和2年度)

大分類業種	報告件数	年間採取量 (kℓ/年)	割合 (%)
電気・ガス・熱供給・水道業	23	49,607,305	60.2%
製造業	88	19,497,305	23.7%
学術研究、専門・技術サービス業	3	5,367,384	6.5%
生活関連サービス業、娯楽業	14	1,780,308	2.2%
サービス業(他に分類されないもの)	9	1,715,591	2.1%
農業、林業	6	1,008,317	1.2%
教育、学習支援業	6	809,932	1.0%
不動産業、物品賃貸業	3	805,968	1.0%
医療、福祉	6	787,281	1.0%
宿泊業、飲食サービス業	5	477,284	0.6%
公務(他に分類されるものを除く)	2	450,768	0.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	109,079	0.1%
卸売・小売業	1	515	0.0%
情報通信業	1	13	0.0%
合計	170	82,417,050	100.0%

出典:山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第19条の規定に基づく地下水採取量の定期報告より作成

- 注1) 大規模採取者とは、吐出口断面積が50㎡を超える揚水設備(井戸)の設置者
- 注2)業種は日本標準産業分類による。
- 注3) 業種については、大気水質保全課への報告には不要とされていることから、税務課において区分したものである。

◇上記の表における製造業の内訳

中分類業種	報告件数	年間採取量 (kℓ/年)	割合 (%)
飲料・たばこ・飼料製造業	28	8,855,432	45.4%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	15	2,461,963	12.6%
食料品製造業	11	1,717,978	8.8%
業務用機械器具製造業	5	1,581,356	8.1%
輸送用機械器具製造業	5	1,355,245	7.0%
電気機械器具製造業	4	789,556	4.0%
プラスチック製品製造業	3	651,377	3.3%
化学工業	2	591,937	3.0%
窯業・土石製品製造業	4	456,397	2.3%
金属製品製造業	1	258,744	1.3%
繊維工業	1	223,436	1.1%
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	194,523	1.0%
その他の製造業	2	141,933	0.7%
はん用機械器具製造業	2	138,252	0.7%
生産用機械器具製造業	1	78,901	0.4%
印刷·同関連業	1	275	0.0%
合計	88	19,497,305	100.0%

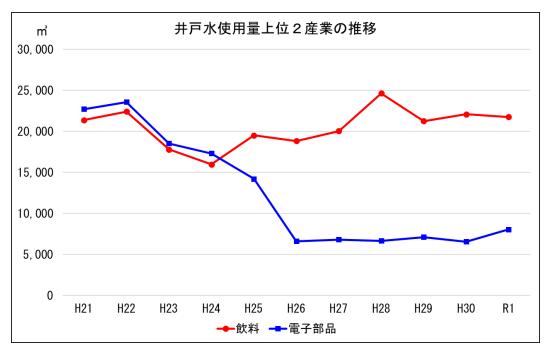
(2)飲料関連

地下水採取量が多い製造業に関して、近年の推移を見てみると、平成21年に最も多かった電子部品は回収した水の再利用が進んだことなどにより令和元年までに大幅に減少し、それに対して飲料は高い水準で推移し、平成25年以降、最も多い業種となっている。

産業別1日あたり井戸水使用量の推移

						(従業者30人	以上の事業所	f)	(,	単位: m³)
産 業 分 類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総数	87,287	90,591	79,766	91,619	78,400	67,739	61,562	73,756	74,242	74,000	74,044
飲料	21,388	22,414	17,792	15,991	19,525	18,836	20,050	24,630	21,266	22,082	21,768
電子部品	22,718	23,574	18,541	17,317	14,226	6,604	6,819	6,654	7,113	6,569	8,058
その他	43,181	44,603	43,433	58,311	44,649	42,299	34,693	42,472	45,863	45,349	44,218

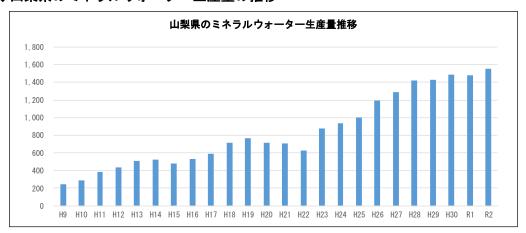
出典:工業統計調査及び経済センサス統計調査「工業用地、工業用水に関する統計表」



また、(一社)日本ミネラルウォーター協会が毎年公表している都道府県別の生産量データによると、同協会の調査が始まった平成9年以降、令和2年まで山梨県のミネラルウォーター生産量は一貫して全国1位で、右肩上がりで推移しており、全国におけるシェアも40%を超えている。

地下水の採取自体は全都道府県で可能な中、面積では全国の1.18%、人口では全国の0.64%(令和2年国勢調査)である山梨県において生産されているミネラルウォーターの全国シェアが40%を超えている状況は特徴的である。

◇山梨県のミネラルウォーター生産量の推移



◇山梨県の面積及び人口

	面積 (km²)	本県シェア	人口 (人)	本県シェア
山梨県	4465.27	1.18%	809,974	0.64%
全 国	377976.41	32位	126,146,099	42位

※出典①:令和2年度国勢調査(人口)

※出典②:令和2年全国都道府県市区町村別面積調

更に、工業統計調査における清涼飲料全体の出荷額等の全国比較においても、令和2 年(令和元年実績)が6位と全国上位となっている。

令和2年に県税務課が、大規模採取者に対し、次のとおり「地下水利用状況調査」を 実施した結果、調査対象となった製品の地下水含有量の総量中、飲料の地下水含有量が 約93%を占めていることがわかった。

◇大規模採取者を対象とした地下水利用状況調査における製造業の 業種別地下水採取量

業種	年間採取量 (kℓ/年)	構成比
飲料	8,349,082	42.5%
業務用機械器具	2,232,769	11.4%
電子部品・デバイス・電子回路	2,105,472	10.7%
食料品	1,933,678	9.8%
輸送用機械器具	1,417,506	7.2%
電気機械器具	836,593	4.3%
プラスチック製品	749,015	3.8%
化学	549,690	2.8%
窯業·土石製品	482,318	2.5%
繊維	276,526	1.4%
金属製品	261,180	1.3%
はん用機械器具	156,142	0.8%
その他	150,234	0.8%
パルプ・紙・紙加工品	84,163	0.4%
生産用機械器具	60,000	0.3%
合計	19,644,368	100.0%

※R2地下水利用状況調査結果(R1実績)

注1) 大規模採取者とは、吐出口断面積が50mlを超える揚水設備(井戸)の設置者注2) 業種は日本標準産業分類による。

注3) 業種については、県(大気水質保全課)への報告では不要とされていることから、税務課において区分したものである。

◇大規模採取者を対象とした地下水利用状況調査における 地下水が含まれる製品及び地下水含有量

業種	製品等に含まれる 地下水量 (kℓ)	構成比
飲料	2,159,004	92.8%
食料品	114,796	4.9%
パルプ・紙・紙加工品	44,000	1.9%
窯業・土石製品	7,517	0.3%
合計	2,325,317	100.0%

※R2地下水利用状況調査結果(R1実績)

3 地下水採取と水源涵養

山梨県では、「地下水及び水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、事業者及び土地所有者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定めることにより、健全な水循環の維持に資すること」を目的とした「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を平成24年12月に施行しており、地下水及び水源地域の保全に取り組んでいる。

地下水の適正な採取に向けて、条例に基づき、地下水の採取者に対し、次のような届出や報告の義務を課している。

揚水設備の設置の届出義務

揚水機の吐出口断面積が6cm²超の揚水設備を設置する者は設置の30日前までに 知事に届け出なければならない。

地下水涵養の努力義務

揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に努めなければならない。

揚水機の吐出口断面積が50cm²超の揚水設備を設置する者(大規模採取者)は、地下水の涵養に関する計画を知事に提出しなければならない。

地下水採取量の定期報告等

上記の大規模採取者は、水量を測定するための機器を用いて採取量を測定し、毎年1回、知事に報告しなければならない。

※ただし、市町村の条例により、この県条例の目的を達成できる場合には、その市町村の区域において本条例の全部又は一部の規定を適用しないことができることとされており、現在、次の10市町村が地下水条例を制定し、独自の規定を定めている。

◇独自条例を制定している市町村

富士吉田市、都留市、北杜市、笛吹市、中央市、昭和町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

大規模採取者が地下水涵養のために提出する涵養計画については、「地下水の涵養に関する指針」により採取量や用途に応じて目標とする涵養量などが規定されている。大規模採取者は、この目標涵養量と同等以上の地下水涵養量となるよう、その事業内容や事業用地等の実情にあった方法を用いて地下水を涵養する「涵養計画」を作成し、報告することが求められている。また、各事業者による独自の涵養活動も行われている。

なお、目標涵養量の具体的な算出方法は以下のとおりである。

- ①対象となる揚水設備により採取する1年間の地下水量の1%を原則とする。
- ②水のみを原料とする製品※を出荷する場合には、①にその製品の年間出荷量の 50%を加えた量とする。
 - ※「水のみを原料とする製品」とは次のとおり。
 - a 容器に詰められた飲料水で次に掲げられたもの(ミネラル等を添加したもの を含む)
 - ・原材料名が「水」と記載され、その次に括弧を付して、鉱水、鉱泉水、浅井戸 水などの原水の種類が記載されたもの
 - ・原水の種類が原材料として記載されたもの
 - b ウォーターサーバー用に包装して出荷するもの
 - c タンクローリー等を使用したバルク輸送により出荷するもの
 - d その他、氷など原材料が水のみのもの

第3章 地下水に着目した法定外普通税の検討

今回の検討の直接の契機となった山梨県議会の政策提言においては、「本県固有の状況に鑑み、一般財源として幅広い事業に活用できる法定外普通税を創設するべき」とされている。また、第1章で示した山梨県の厳しい財政状況を踏まえれば、特定の施策・事業の財源とするための目的税より、一般財源となる普通税とすることの方が適当である。

法定外普通税の課税対象については、山梨県議会からは「事業者による地下水の利用」に 着目することを提言されている。

実際のところ、山梨県における事業活動への地下水の利用は第2章で示したとおり、工業 用水のうち地下水を利用する割合が高いこと及び地下水そのものを製品化したミネラルウ オーターの生産量が全国の中で際立って多いことなど、他都道府県と比べ顕著な状況となっている。

地下水への課税方法としては、大きく分けて「採水地において採水し、製造工程における使用や原材料として投入する前段階、いわばインプット段階での課税」と「地下水による製品を製造場から移出した時、つまりアウトプット段階での課税」の2種類が考えられることから、前者を「案A:地下水の採水行為に対する課税」、後者を「案B:地下水の移出行為に対する課税」として区分し、この両案について比較検討を行ってきた。

以下、案Aと案Bの具体的な内容について説明する。

※検討会における検討内容の詳細は、参考資料3(3)を参照されたい。

1 案A: 地下水の採水行為に対する課税

(1) 課税の考え方、課税客体

まず、<u></u>案A の考え方としては、「山梨県の貴重な水資源を利用して事業活動を行う事業者に対し、利用目的や方法を問わず、広く一定の負担を求めるもの」とした上で、課税客体は「事業目的で行われる地下水の採水行為」とすることができる。これは、山梨県における大半の事業者が事業活動に際して地下水を利用しており、かつ、採水行為を行う事業者の業種も多岐にわたっている実態に鑑み、公平性の観点から、できるだけ広く薄くとの考えを重視したものである。

(2)課税標準

この案では、事業用に採水された量当たりの地下水の価値に差異を設けないことが 前提となるため、課税標準は「汲み上げた地下水量」として一律に課税することとなり、 「地下水を汲み上げたとき」に納税義務が発生する。

ただし、現状では県内の事業者の地下水採取量を網羅的に把握できる仕組みが存在しないことに留意する必要がある。山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例では、吐出口断面積が50cm²超の揚水設備(井戸)を設置する者を対象として、水量を測定するための機器(以下「量水器」という。)による地下水の水量測定及び測定結果の知事への報告義務を課しているが、吐出口断面積の大小と地下水採取量実績に明確

な比例関係を示す根拠データはなく、吐出口断面積50cm²超のみの地下水採取量の把握しかできていない現状がある。

これに関して各委員からも「吐出口断面積50cm²超に限定できるか」「吐出口断面積50cm²以下のどこかで線を引くか」「量以外の吐出口断面積で課税最低限を決めることは不適当」などの意見が出され、一致した対応方策とはならなかった。いずれにしても、地下水採取量実績に応じた課税を可能とするためには、地下水の全採取地点での量水器の設置や地下水採取者全ての実績報告を義務付ける等、地下水採取量を正確に把握するための新たな仕組みの構築が不可欠である。

また、使用後に綺麗にして河川に戻した水や地下水涵養量を控除できるか、あるいは、そもそも控除することが適当か、との論点がある。各委員からは「条例で涵養を義務付けていることへの配慮が必要」「企業は涵養のための設備投資をしているので配慮すべき」との肯定的な意見があった一方、「最終的に地下水に戻ることは全ての地下水に該当する」「涵養量の実績の計測は不可能ではないか」との意見も出され、意見の集約には至らず、本案における課題の1つと言える。

◇地下水の採水行為に対する課税における想定される課税標準量

(単位:kℓ/年)

	(-12 - 10 / 1 /
区分	想定される課税標準量
大規模採取者(吐出口断面積50㎡超)	82,417,065
大規模採取者以外(吐出口断面積50㎡以下)	不明

[※]大規模採取者の課税標準量は地下水採取量報告のR2実績値

◇1器当たりの量水器設置費用

区分	量水器設置費 (1器あたり)	備考
大規模採取者(吐出口断面積50㎡超)	361,900 円	口径100mmで試算
大規模採取者以外(吐出口断面積50㎡以下)	182,644 円	口径30mmで試算

(3)納税義務者、徴収方法等

この案において納税義務者になり得るのは、「揚水設備(井戸)を有する全ての事業者」となる。なお、現状で山梨県が把握している地下水採取者は吐出口断面積50cm²超の採取者及び吐出口断面積6cm²超50cm²以下の採取者(独自条例を有する市町村における採取者を除く)のみとなっているが、このうち採水量まで把握している吐出口断面積50cm²超の地下水採取者について業種別に整理したところ、ほぼ全ての業種で採水行為を行っており、その中でも水道事業及び製造業が大半を占め、製造業の中では「飲料」が一番多く、次いで「電子部品」が多い状況となっている。

徴収方法に関しては、「課税標準」の説明で例示したように、地下水の全採取地点での量水器の設置や地下水採取者全ての実績報告が義務付けられ、かつ、量水器の設置に漏れが出ないような制度を構築した場合には、地下水の採取量実績について事業者側

[※]端数処理の関係上10頁の「大規模採取者による業種別地下水採取量」の合計値とは一致しない。

も課税庁側も把握できることとなるため、「報告された地下水の採取量実績に基づく賦課徴収」と「事業者自身が把握している実績に基づく申告納付」の2つの徴収方法が可能になるが、その場合であっても、水道事業を参考とし定期的に検針員が確認した上で賦課徴収するなど「量水器の運用を適正に行っているか」「データを正確に報告しているか」を制度的に担保するための対策が必要となる。

◇山梨県内の地下水採取者の状況

条例区分	区分許可・届出区分		採取者数	備考
県条例対象	届出	A 吐出口断面積50㎡超	86	独自条例を有する10市町村は対象外
県宋例刈家 庙口	山	B 吐出口総断面積6㎡超(Aを除く)	172	独自条例を有する10市町村は対象外
		C 吐出口断面積50㎡超	84	
市町村条例対象	許可/届出	D C以外	3,000 超	市町村により許可・届出要件は異なる。

[※]上記許可・届出の対象とならない揚水設備の数量は不明

◇条例区分別の許可・届出要件

条例区分	許可・届出要件	
県条例対象	吐出口総断面積	6cm超
市町村条例対象	吐出口総断面積	6㎡以上
	<u> </u>	6cm超
	採水量	10㎡/日以上
	揚水設備(井戸)の設置	基準なし

なお、これまで全国の自治体の中で、地下水に関する法定外税を導入した実績はない。 過去に熊本県及び熊本市においては、それぞれ地下水の採水や使用を対象とした法 定外税を検討したが、実現しなかった。このうち、熊本県ではその検討過程において、 地下水の使用量に対応した課税に関して公平な課税を行うための地下水利用者の捕捉 あるいは取水量の把握が困難であることが問題となっていたことを当時の議会議事録 によりうかがい知ることができる。山梨県において同様の問題を解消できるか否かと いう点については、制度の実現可能性を考える上で極めて重要な課題であると言える。

参考:熊本県議会における執行部答弁(抄)

(H14.9 議会)

「法定外目的税につきましては、本県では、昨年8月から、庁内関係課長によります県税制研究会におきまして、産業廃棄物に関する税とあわせて地下水に関する法定外の目的税について検討してまいりました。その結果、地下水の利用に限定した課税は、技術的な問題が多く、税制としての創設が困難との結論に達したところでございます。(中略)水については、生活用水から農業・工業用水まで、その利用者が膨大な数に上り、また、利用形態が極めて多様でございます。そういった意味で、使用者及び使用料の把握方法など課税や徴収技術上の問題や県民生活、産業活動への影響など、様々な角度から十分に検討する必要があると考えております。」

(H19.12議会)

「地下水税導入の検討についてでございますが、現行の水とみどりの森づくり税の導入に当たりまして、地下水の使用量に対応した課税方式についても検討を行っております。しかし、公平な課税を行いますためには、地下水利用者の捕捉あるいは取水量の把握が困難であると、こういった問題があったこともございまして、最終的に現行の個人及び法人県民税への上乗せ方式に決定した、こういう経緯がございます。このような状況は、現時点でも変わっていないと考えております。」

2 案B: 地下水の移出行為に対する課税

(1) 課税の考え方

案Bの考え方は、「県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水は生命の源とも言える貴重な資源である。その市場評価の高さに加え、世界的な気候変動や人口増加による水資源への影響も相まって、山梨県の飲用としての地下水についてはその需要及び製品出荷量は増加の一途をたどり山梨県の地下水そのものが持つ価値は高まる一方である。こうしたことを踏まえ、事業活動を行うに当たって、山梨県の行政サービスを受けていることに加え、この貴重な地下水をそのまま(又は主成分とする)飲料として製品化し、山梨県の地下水そのものが持つ価値を貨幣価値に換えて県内外に移出する事業を行う者に一定の負担を求めるもの。」である。

飲料としての「地下水」の市場価値の高さの観点からは、例えば、県民が守ってきた 自然環境により育まれた山梨県の地下水の水質は硬度成分(カルシウムやマグネシウム)の量が少ない軟水が多く、癖がなく飲みやすいといった特徴がある。また、山梨県 には、富士山、八ヶ岳などの火山、花崗岩からなる南アルプス甲斐駒ヶ岳、奥秩父の山々 など、良質な地下水を産出する地形地質に恵まれており、それぞれの地質に応じた特色 を持った水質となっている。

地下水をそのまま飲料として製品化したミネラルウォーターについて、(一社)日本ミネラルウォーター協会が公表している都道府県別の生産量のデータによると、同協会の調査が始まった平成9年以降、令和2年まで山梨県の生産量は一貫して全国1位で、右肩上がりで推移しており、全国におけるシェアも40%を超えている。面積では全国の1.18%、人口では全国の0.64%(令和2年国勢調査)である山梨県のシェアが40%を超えている事実は地下水含有量100%の飲料としてのミネラルウォーターの市場価値の高さ、ひいては飲料の原水である地下水の評価の高さを表している。これは法定外税を検討する際に重視すべき「地域性・独自性」の観点からも他にはない特徴となっている。地下水を含有する製品は飲料以外にも存在するが、各製品の地下水含有量(総計)の製品構成比において、飲料はそのほとんど(約93%)を占めている(令和2年地下水利用状況調査結果)。また、飲料は「地下水の価値を貨幣価値に換える」最も典型的な製品と言える。

更に、水資源に関する国土交通省ウェブサイトにおいては、「世界で起こっている水 資源問題の原因としては「人口の増加」「気候変動」「水紛争」などが挙げられる」と指 摘しており、長期的な視点に立った水資源への様々な影響を考えた場合、資源防衛の観 点からも山梨県の地下水の価値は一層高まっていくと考えられる。

こうした中、地下水をそのまま(又は主成分とする)飲料として製品化し、県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水の価値を貨幣価値に換える「移出行為」を行う事業者に対して一定の負担を求めるという考えを示したものである。

(2) 課税客体

課税客体は、「営利目的で採取した地下水を飲料 ¹⁾ として製品化して移出する行為」とした場合、対象とする飲料の違いから以下の2つの案が考えられる。

1つ目は「地下水をそのまま製品化した飲料」として、「ミネラルウォーター(容器入り飲用水)の品質表示ガイドライン(平成2年3月30日食品流通局長通達2食流第1071号。以下「ガイドライン」という。)」が適用されるミネラルウォーター類のうち、地下水のみを使用しているものを対象とするもので、この課税客体の案を<u>案B-1</u>とする。

案B-1 の考え方としては、「地下水の価値を貨幣価値に換える」という意味では、地下水をそのまま充填した製品といえるミネラルウォーター類が典型例であり、かつ、山梨県で生産されるミネラルウォーターは全国的に圧倒的なシェアを占めていてその生産量も右肩上がりに伸びていることから、担税力の観点からもこれを課税対象とすることが適当と考えたものである。その上で、地下水含有量100%の飲料であって原水の種類(鉱水・鉱泉水・湧水・温泉水・浅井戸水・水道水等)の表示が義務付けられ、地下水の使用が外形上で明白であるのは、ガイドラインが適用されるミネラルウォーター類のみであることから、「地下水をそのまま製品化した飲料」の対象を「ガイドラインが適用されるミネラルウォーター類のうち地下水のみを使用する製品」と設定することができる。

2つ目は、「地下水を主成分として製品化した飲料(氷雪を含む)」として、「地下水のみを使用している炭酸飲料及び氷雪」及び「「清涼飲料水 2 、乳酸菌飲料、乳及び乳製品 3 」であって地下水含有量 70%以上 100%未満のもの」を $\overline{\mathbf{x}}$ の対象に追加したもので、この課税客体の案を $\overline{\mathbf{x}}$ 8 \mathbf{x} とする。

<u>| 案B-2</u>| の考え方は、地下水をそのままを充填した製品としているミネラルウォーター類が「地下水の価値を貨幣価値に換える」という意味で典型例であるのに対し、地下水に炭酸を注入した製品である炭酸水や地下水を凍結させた製品である氷雪は、いずれも「地下水そのまま」とは言えず、「地下水の価値を貨幣価値に換える」度合いがミネラルウォーター類よりも低く、また、地下水を主成分として香料や糖などを添加している他の飲料も同様にその度合いがミネラルウォーターより低いが、これらを「案B

^{1)「}飲料」の範囲は、食品衛生法の「清涼飲料水」、「乳酸菌飲料」及び「乳及び乳製品」とした。

^{2)「}清涼飲料水」とは、乳酸菌飲料 (無脂乳固形分3.0%未満のもの)、乳及び乳製品を除く酒精分1容量%未満の飲料をいう。

^{3)「}乳及び乳製品」とは、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第1条に規定する「乳及び乳製品」をいう。

-1の製品に準じた製品」として課税対象に含めるものである(主成分=70%以上とした理由は(3)課税標準において後述)。 家B-2は、 家B-1では地下水の含有量が100%をわずかに下回る、地下水を凍結させる、あるいは地下水に香料や糖などを添加しただけで課税されないこととなってしまうことによる不公平感を払拭できる利点がある。

なお、天然由来の炭酸地下水(天然の二酸化炭素が溶解し、発泡性を有する地下水)は、ガイドラインによるミネラルウォーター類に該当するため案B-1、案B-2の両方の対象となる一方、人工由来の炭酸地下水(二酸化炭素を圧入し、発泡性を有する地下水)は、地下水のみを使用したものであっても、炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年6月27日農林省告示第567号)に規定される炭酸飲料としてガイドラインの適用外となっているため、案B-2のみの対象となるものである。

更に、酒類については、移出時における製品の製造量に応じて課税を行う既存の国税 (酒税)が存在することから、その点を配慮して対象外とすることが考えられる。

このほか、課税客体となる移出を県外へ移出する場合に限定するのか、県内外の移出を全て含むのか、との点については、検討のはじめの段階では「山梨県の貴重な財産・資源である良質な地下水を県外へ持ち出すことへ課税することの方が県民の理解を得られやすいのではないか」と県外移出の案を積極的に支持する意見が多く出された。

しかしながら、製品の流通経路が非常に複雑であるため、県外移出のみを対象とする 場合には「課税客体の捕捉が困難ではないか」等の問題点が指摘された。

(3)課税標準

課税標準を「製品に含まれる地下水量⁴⁾」とした上で、課税客体の<u>案B-1</u>と<u>案B-1</u>2ともに対象となる「地下水をそのまま製品化した飲料」については「製品の生産量=地下水量」とし、<u>案B-2</u>のみで対象となる「地下水を主成分として製品化した飲料(氷雪を含む)」については「製品の生産量×70%=地下水量とみなす」こととしている。なお、課税標準としては全て「製品の生産量」とした上で、「地下水を主成分として製品化した飲料(氷雪を含む)」の税率を「地下水をそのまま製品化した飲料」の70%とする方法も考えられる。

このような扱いとしている理由は、「(1)課税の考え方」により「貴重な地下水をそのまま(又は主成分とする)飲料として製品化し、山梨県の地下水そのものが持つ価値を貨幣価値に換えて県内外に移出する行為」を課税の対象とするため、水の価値を貨幣価値に換えるとの観点からは「地下水をそのまま製品化した飲料」は典型であり、「地下水を主成分として製品化した飲料」はそれに準じたものとそれぞれ位置付けることができ、課税標準(又は税率)においてもこの両者に差を設けることがむしろ妥当と考えるからである。

また、地下水を「そのまま製品化した飲料」に準じる「主成分として製品化した飲料」における地下水の含有割合については、令和2年の調査において地下水を含む飲料の

^{4)「}製品に含まれる地下水量」は、原料用水の使用量全体(=製造に当たって必要となる地下水の投入量)ではなく、あくまで製品となった飲料中に含まれる地下水量を製造者側が適切に把握し、申告することを想定。

99.2%の品目において「地下水の含有割合が70%以上」となっていたことに鑑み、今回検討する制度案としては、地下水を含む飲料のほぼ全てが含まれるラインとして「地下水含有量70%以上100%未満」と設定した。すなわち、「地下水をそのまま製品化した飲料」と「地下水を主成分として製品化した飲料」に区分した上で、後者に少なくとも地下水が70%は含まれていることを勘案し、前者を「製品の生産量=地下水量」、後者を「製品の生産量×70%=地下水量」としたものである。

なお、「地下水を主成分として製品化した飲料」=「地下水含有量70%以上」とすることは、県民の理解を得られやすい水準と考えるが、この70%以上での線引きについては絶対的なものではなく、他の免税点などの政策的に判断すべき諸要因と関連して別途検討することを否定するものではない。

◇想定される課税標準量

(単位:kℓ/年)

区分	想定される課税標準量
地下水をそのまま製品化した飲料	1,482,544
地下水を主成分として製品化した飲料	1,022,304
合計	2,504,848

^{※「}地下水をそのまま製品化した飲料」は本県のR1ミネラルウォーター生産量実績値(日本ミネラルウォーター協会公表値)

◇飲料における地下水を含む品目

製品等に含まれる 地下水の割合	品目	製品等に含まれる 地下水量 (kℓ)	構成比	構成比 (↓累計)
100%	ミネラルウォーター	1,667,519	77.2%	77.2%
100%	炭酸飲料	101,598	4.7%	81.9%
	炭酸飲料	154	0.0%	81.9%
90~99%	茶系飲料	196,085	9.1%	91.0%
90~99%	コーヒー飲料	24,403	1.1%	92.2%
	コーヒー飲料	4,506	0.2%	92.4%
	清酒	8,110	0.4%	92.7%
80~89%	ジュース	1,754	0.1%	92.8%
	乳飲料	4,784	0.2%	93.0%
70~79%	ジュース	106,531	4.9%	98.0%
70~79%	フレーバーウォーター	26,021	1.2%	99.2%
	乳飲料	7,000	0.3%	99.5%
60~69%	果実酒	305	0.0%	99.5%
	その他の清涼飲料	2,800	0.1%	99.7%
50~59%	その他の清涼飲料	1,715	0.1%	99.7%
40~49%	蒸留酒・混成酒	484	0.0%	99.8%
不明		5,234	0.2%	100.0%
合計		2,159,004	100.0%	

[※]R2地下水利用状況調査結果(R1実績)

^{※「}地下水を主成分として製品化した飲料」は全国のR1清涼飲料生産量実績値(清涼飲料統計資料)を元に出荷量シェア 及び地下水利用割合等を用いた推計値

^{※「}地下水を主成分として製品化した飲料」における想定される課税標準量は70%を乗じる前の値

(4)納税義務者、徴収方法等

納税義務が発生する時点は、「地下水を含む製品を事業所の敷地から移出したとき」であり、清涼飲料製造業などの山梨県知事が製造許可を行った事業者等が納税義務者となり得ることとなる。

徴収方法は申告納付となり、申告時期は法人事業税と同時期とすることが考えられる。申告主体は飲料の製造許可事業者等に限られるため、納税義務者になり得る者が公的に特定可能であり、申告内容に疑義が生じた場合には、必要に応じて現地にて製造工程や帳簿等を調査して確認できる点が地下水採取者の特定が困難である案Aの場合と異なる。

また、同じく移出時に課税する国税として酒税や過去に制度化されていた清涼飲料税がある。いずれも間接税として設計されているため、直接税・事業者課税である当該法定外税案を検討する場合に目的や税率などに明白な違いがありその点は参考にならないが、同じ移出時の課税として納税義務が発生する時点や徴収方法など制度設計に当たって参考にできる点もある。

◇納税義務者になり得る者

次の製造許可事業者等のうち、対象飲料を製造・移出する者

許可等業種	県内事業者数	備考
清涼飲料製造業	119	うち50程度がミネラルウォーター類を製造 ※県衛生薬務課より
乳酸菌飲料製造業	5	
乳処理業	1	
乳製品製造業	27	
氷雪製造業	6	
氷雪採取業	1	

[※]県内事業者数は R4.3 末現在の許可等事業者数

[※]R3.6から「乳酸菌飲料製造業」の許可がなくなり、乳処理業、乳製品製造業又は清涼飲料水製造業の許可で取り扱えるようになった。

◇類似する制度

酒税(国税)、清涼飲料税(過去に制度化されていた国税:清涼飲料税法(大正15年公布)…昭和25年に廃止、物品税へ統合)

※上記のうち、清涼飲料税は次のとおり類似する点が多い。

◇制度比較

区分	案B	清涼飲料税
課税客体	地下水を含有する飲料を対象	炭酸ガスを含有する飲料を対象
納税義務が発生 する時点	製造場から移出したときに納税義務が 発生	製造場から移出したときに納税義務が発生
製造許可	製造者には知事許可が必要	製造者には税務署長の許可が必要
軽減税率	地下水をそのまま製品化 (含有量100%) した飲料に対して地下水を主成分として製品化(含有量70%以上100%未満) した飲料に 70%の税率を適用	一般の炭酸飲料に対してラムネ(大衆的な炭酸飲料)に7割の税率を適用
徴収方法	申告納付(法人事業税と同時期を想定)	申告納税(翌月10日までに申告、翌月末ま でに納付)

3 両案の比較検討

ここまで、「案A:地下水の採水行為に対する課税」と「案B:地下水の移出行為に対する課税」の考え方や想定される課税客体・課税標準・納税義務者などについて示してきた。

(1)納税義務者の範囲

案Aは、できるだけ広く薄くとの考えから設定された案であり、採水行為を行う事業者は多岐にわたることから、納税義務者になり得る者が特定業種に限定されない点をメリットと評価することもできる。

一方、案Bは移出行為を対象とする性質上、納税義務者になり得る者の業種が案Aより少なくなるものの、山梨県の地下水利用の実態を踏まえ、地下水の価値と担税力、地域性・独自性等に関する議論を重ねた上で、「地下水そのものの価値を貨幣価値に換える」との観点から「貴重な地下水をそのまま(又は主成分とする)飲料として製品化し、県内外に移出する行為」を課税対象と設定したものである。

(2) 地下水の価値

これまで、地下水の価値に着目して議論を積み上げていき、地域性を持つ地下水の価

値に担税力を見出して、それをどういう形で負担していただくかを議論してきた中、山梨県の地下水が持つ地域性や地下水の価値からどのように担税力が生まれるかという点から、「貴重な地下水をそのまま(又は主成分とする)飲料として製品化し、山梨県の地下水そのものが持つ価値を貨幣価値に換えて県内外に移出する事業を行う者に一定の負担を求める」とする案Bの考えに賛同する意見が多く出されたところである。

(3) 公平な課税の実現可能性

公平な課税の実現可能性の観点では、案Aと案Bに大きな違いがある。案Aがその課税の考え方に基づき、採水する事業者に対して、利用目的や方法を問わず、広く一定の負担を公平に求めるためには、現在の地下水採取者の捕捉や採水量の把握が困難である状況を解消する必要があるが、それには非常に高いハードルがあることは否めない。

一方の案Bについては、申告対象が飲料の製造許可事業者等に限られ、必要に応じて現地にて製造工程や帳簿等を調査して確認できることなど課税に関して大きな障害はない。また、同じ移出時の課税である酒税など制度設計に当たって参考になる事例が存在することもメリットと言える。

(4)総務大臣の同意基準

法定外税の新設において、総務大臣は「①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、③①及び②のほか国の経済施策に照らして適当でないこと(地方税法第261条第1号~第3号)」のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとされている。

- ①の課税標準を同じくする他の税は、案A、案Bのいずれにおいても存在しない。
- ②の流通への障害に関しては、一部の団体から「税の負担が消費者に転嫁されることにより、消費を抑制させ、地下水を使った製品の流通に障害を与える」との主張があったが、案A、案Bのいずれにおいても直接税としての事業者課税との性質上、転嫁を前提とした指摘はあたらない。
- ③については、案Aにおける地下水の採水行為、案Bにおける地下水の移出行為のいずれにおいても負担を求めることを不適当とする国の施策は存在せず、過去に不同意となった案件(横浜市 勝馬投票券発売税 平成12年度不同意)に照らしても不適当とはされることはないと考える。

なお、②に関する議論において一部の委員から、事実上の転嫁による消費者の経済負担を懸念する意見が出されたが、これについては税率に因るところが大きい。①の後段の「住民の負担が著しく過重となること」を避けるためにも、今後具体的な制度設計を行うこととなった場合には、税率について様々な観点からの検討を望むものである。

(5) 応益性についての団体意見

意見を聴取した団体の一部からは、応益原則に反するとの主張があった。

そもそも租税は、国民が広く便益を受ける公的サービスの費用を賄うものであり、応 益の要素が存在することは確かであるが、他方、手数料や保険料のように負担と受益が 個別に明確である場合と異なり、応益課税のみを貫くことは困難である。

このことから、仮に応益原則に照らし、負担する納税者に対し、直接の公的サービスの増加が具現化されていないとしても、そのことをもって直ちに税制として不適当であるとはいえない。

(6) 検討結果

本検討会は、法定外税導入の是非や県内経済への影響の有無などについて議論する機関ではないとの認識の上で、純粋に制度比較をしたものであるが、仮に導入する場合の制度としては、上記の観点を踏まえ、案Bの方が望ましいという結論に達したものである。

※案Aと案Bの比較表

	案Α	案B
	(地下水の採水行為に対する課税)	(地下水の移出行為に対する課税)
課税の考え方	〇山梨県の貴重な水資源を利用して事業 活動を行う事業者に対し、利用目的や 方法を問わず、広く一定の負担を求め るもの。	○県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水は生命の源とも言える貴重な資源である。その市場評価の高さに加え、世界的な気候変動や人口増加による水資源への影響も相まって、山梨県の飲用としての地下水についてはその需要及び製品出荷量は増加の一途をたどり山梨県の地下水そのものが持つ価値は高まる一方である。 ○こうしたことを踏まえ、事業活動を行うに当たって、山梨県の行政サービスを受けていることに加え、この貴重な地下水をそのまま(又は主成分とする)飲料として製品化し、山梨県の地下水そのものが持つ価値を貨幣価値に換えて県内外に移出する事業を行う者に一定の負担を求めるもの。
課税客体	○事業目的で行われる地下水の採水行為	○営利目的で採取した地下水を次の飲料として製品化して移出する行為 ・
課税標準	(単位:kℓ/年) 想定される 決規模採取者 82,417,065 大規模採取者以外 不明	○製品に含まれる地下水量 ・課税客体①については「製品の生産量 = 地下水量」 ・課税客体②については「製品の生産量×70% = 地下水量」 とみなす。 ※課税標準は上記のほか①及び②とも「製品の生産量」とし、②の税率を①×70% とする方法も考えられる。 〈参考〉 区分 地下水をそのまま製品化した飲料 地下水を主成分として製品化した飲料 合計 2,504,848
納税義務が発生	(吐出口断面積50㎡以下) 「中間 「中間 「中間 「中間 」 「中面 」 「中間 」 「中面 」 「	<u>合計</u>
する時点納税義務者として検討の対象になり	○揚水設備を有する全ての事業者	○次の製造許可事業者等のうち対象飲料を製造・移出する者
得る者	変例区分 許可・届出区分 採取者数 県条例対象 届出 A 吐出口斯面積50ml超 86 B 吐出口點面積50ml超 86 172 許可 C 吐出口斯面積50ml超 84 許可 D C 以外 3,000 超 ※上記許可・届出の対象とならない揚水設備の数量は不明	参考> 購内等業者数 備考 清涼飲料製造業 119 うち50程度がミネラルウォーター類を製造 乳酸菌飲料製造業 5 乳処理業 1 乳製品製造業 27 水雪製造業 6 水雪採取業 1 ※県内事業者数はR4.3末現在の許可等事業者数
徴 収 方 法	○賦課徴収又は申告納付	〇申告納付

第4章 今後の制度設計に当たっての留意事項

第3章の案Aと案Bは、いずれも税のあり方の議論のためのものであって、政治的な判断を含め様々な観点から慎重な検討を要する税率については、現段階においては敢えて具体的な検討を控えることとしたものの、今後、税率を含めた具体的な制度設計を行う際に必要となるいくつかの事項についてそれぞれ次のとおり留意が必要である。

(1) 中小企業への配慮、免税点

事業規模の小さい事業者等へ配慮する仕組みとしては、企業規模等による特例措置を設ける「中小企業特例」及び課税標準が一定限度以下の者について課税しないこととする「免税点」があり得るが、これらの特例的な制度を設ける必要性について慎重に検討するとともに、制度を設ける場合であっても、その対象が企業実態に照らして妥当であり、かつ、簡素な制度となるよう留意が必要である。

(2)税率

租税は、基本的には個人や企業の経済活動の中から分担していくものであることから、税制が経済社会に対して何らかの影響を与えることは避けられないが、新税の税率設定に当たっては、できるだけ事業者の経済活動における選択を歪めることがないよう留意するとともに、この新たな法定外税は、直接税として事業者に対して課税するものであることから、事業者負担が著しく過重とならないようにする必要がある。

(3)義務履行担保措置

新税特有の課税事務を想定した上で、例えば、検査拒否、虚偽申告、脱税、不申告等を行う者への対応や帳簿記載の義務付け等、新税の課税に関する一定の義務履行を担保する措置として必要となる罰則その他の規制について検討が必要である。

(4) 導入時期

租税は、公共サービスの資金調達のために、私有財産の一部を強制的に行政の手に移す手段であることから、そもそも、新税の導入の是非については、一般に、行政として、新税以外の歳入歳出両面における最大限の努力を尽くした上で、広く県民の理解を得るための議論が不可欠であり、仮に新税を導入する場合でも、その時期については、自主財源の確保が急務となっている山梨県の状況、新型コロナウイルス感染症をはじめとする山梨県を取り巻く社会経済情勢、特に納税義務者となり得る業種の経営に与える影響も踏まえながら、総合的に勘案し検討することが必要である。

(5) その他

山梨県地下水及び水源地域の保全等に関する条例に基づき事業者が実施する地下水 涵養のように、地下水の利用に際して税以外にも義務付けられている事業者負担の存 在や事業者による地域への貢献についても留意が必要である。

第5章 まとめ

本検討会は、山梨県議会からの政策提言に基づき、これまで「地下水に着目した法定外普通税のあり方」について検討を重ね、仮に導入するとした場合の制度として「地下水の移出 行為に対する課税」が望ましいと集約するに至った。

本検討会に求められているのは「法定外普通税のあり方」の審議までであり、法定外普通税の導入の是非のような政策そのものについて論じるものではない。そもそも、租税は、公共サービスの資金調達のために、私有財産の一部を強制的に行政の手に移す手段であることから、新税の導入の是非については、一般に、行政として、新税以外の歳入歳出両面における最大限の努力を尽くした上で、広く県民の理解を得るための議論が不可欠である。それらに加え、納税者となり得る事業者の負担や地域への貢献について留意した上で、仮に今後、山梨県及び山梨県議会において、法定外普通税の導入に向けた具体的な制度設計を行うこととなった場合には、本検討会における法定外普通税のあり方の議論について十分に留意するとともに、県民・事業者に対して制度の趣旨や内容が十分に理解されるよう丁寧に説明していくことを望むものである。

参考資料 1 山梨県地方税制等検討会設置要綱

(目的)

第1条 県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による山梨県にふさわしい税制のあり方について幅広く検討するため、山梨県地方税制等検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 検討会は、次の各号に定める事項について研究及び検討を行う。
 - (1) 法定外税導入に係る課題
- (2) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 検討会は、委員9人以内をもって組織し、知事が委嘱する。
- 2 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討会の会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 検討会は、会長が招集する。
- 2 検討会においては、会長がその議長を務める。
- 3 会長が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から令和4年6月30日までとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この設置要綱は、令和元年8月8日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和4年6月1日から施行する。

参考資料 2 山梨県地方税制等検討会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役職	備考
青木 宗明	神奈川大学経営学部教授	
一之瀬 滋輝	山梨県経営者協会専務理事	
門野 圭司	山梨大学生命環境学部准教授	
渋谷 雅弘	中央大学法学部教授	会 長
関口 智	立教大学経済学部教授	
西山 由美	明治学院大学経済学部教授	
野村 千佳子	山梨学院大学経営学部教授	
三神 治彦	東京地方税理士会副会長	会長職務代理
村田俊也	(公財)山梨総合研究所専務理事	

参考資料3 法定外税の検討の経緯

山梨県では、過去にも法定外税を検討した経緯があるが、当時検討していた税は森林整備 等のための財源を確保するための「法定外目的税」であり、今回検討している自主財源の確 保に向けた「法定外普通税」とは明確に異なる制度であった。

(1) 過去の法定外目的税の検討

検討時期	検討内容
平成12年4月	地方分権一括法による地方税法の改正により地方公共団体の課税
	自主権が拡充
平成12年7月	県が庁内組織の「山梨県地方税制研究会」を設置し、独自に税財
	源の充実確保の方策を研究
平成17年3月	山梨県の特性を活かした環境目的税を目指して、「ミネラルウォー
	ターに関する税を設けることが望ましい」とする報告書を同研究会
	が知事に提出
平成17年6月	租税法、財政学や森林科学の専門家等による「ミネラルウォータ
	一に関する税」検討会を設置
平成18年7月	森林整備に要する費用について、受益者負担の考え方から特別の
	受益を得ているミネラルウォーター業界に一定の負担を求めるミネ
	ラルウォーター税について、「 <u>慎重に対応していくことが望まれる</u> 」
	とした報告書を同検討会が知事に提出
	※同報告書では、法定外目的税である「ミネラルウォーター税」
	以外にも「他の費用負担の方法」として次の(1)(2)の方法 が示されており、このうち(2)に関しては、平成21年5月
	に「山梨県環境と森づくりを考える税制懇話会」を設置し、同
	年11月の報告を踏まえ、平成24年4月から「森林環境税(県
	民税均等割の超過課税)」を導入するに至った。
	<他の費用負担の方法>
	(1)「ミネラルウォーターに関する税」以外の法定外税
	①地下水を採取する目的や用途にかかわらず、地下水を
	採取する者を広く課税対象とし、地下水の使用量・採
	取量に応じて課税する方法
	②特定の事業者が地域の共有財産ともいえる地下水を
	事業として県外に移出・販売していることに対して普
	通税として移出税を課す方法
	(2) 県民税の超過課税

平成24年に県民税の超過課税である「森林及び環境の保全に係る県民税の特例」を導入した後、法定外目的税に関する議論は行われていないが、厳しい財政状況が続く中、平成30年から山梨県議会において自主財源確保のための法定外普通税の導入に関する議論が始まり、平成31年3月に山梨県議会として「地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言」を提出し、それを受けて令和元年8月に設置された「山梨県地方税制等検討会」によって法定外普通税のあり方についての本格的な検討が始まった。

なお、今回の法定外普通税として検討した「採水行為への課税」「移出行為への課税」に 類似する方法は、平成18年当時から、法定外目的税としての「ミネラルウォーターに関す る税」とは異なる法定外税のアイデアとして整理されていた。

(2) 新たな法定外普通税の検討

検討時期	検討内容
平成30年4月	山梨県議会が議会内に「ミネラルウォーター税導入に関する政策 提言案作成委員会」を設置
平成31年3月	以下のような「地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言」を県議会が可決し、知事へ提出
	<提言内容> 自主財源が乏しく、大変厳しい財政状況にある中で、今後、
	本県が魅力ある地域づくりを推進していくためには、新たな
	税源を創設し、財政の安定・強化を図ることが必要不可欠で
	ある。
	地方自治体の課税自主権の拡充により、これまで全国で
	様々な法定外税が導入されている状況にあり、本県において
	も、本県固有の状況を鑑み、一般財源として幅広い事業に活
	用できる法定外普通税を創設するべきである。
	本県固有の状況から、豊かな自然から生み出される地下水
	に着目した課税が有力な候補となるが、地下水が将来にわた
	り守り継いでいかなければならない県民共有財産であること
	を踏まえ、本県では事業活動により地下水が多く採取され、
	利益が生じている状況にあるため、地下水の利用に対しての
	課税を検討するべきである。
	法定外税導入に向けた検討を早急に進められたい。
令和元年 8月	県議会からの政策提言を踏まえ租税法や財政学などに関する有識
	者で構成される「山梨県地方税制等検討会」を設置し、課税自主権
	の活用による山梨県にふさわしい税制のあり方について検討を開始

検討時期	検討内容
令和元年12月	県議会の12月定例会において「新たな法定外税を導入すべきであるとしたこの政策提言は、県議会が様々な視点から議論を重ねた上で、知事に対して提出したものであり、極めて重いものであることから、速やかに検討するとともにその導入を決定することを求める」ことを内容とする「地下水に着目した法定外税導入に関する決議」を可決

平成31年3月に県議会から提出された「地下水に着目した法定外税導入に関する政策 提言」を踏まえ令和元年8月に設置された山梨県地方税制等検討会は、政策提言により検討 を求められている地下水に着目した法定外普通税のあり方に関し、次のとおり9回の会議 を開催し、幅広い観点から審議を行ってきた。

(3) 山梨県地方税制等検討会における議論

検討時期	検討内容
令和元年 8月	検討の開始に当たって、県議会からの政策提言の内容及び政策提
(第1回)	言の背景となっている山梨県の現状について事務局からの説明を求
	め、情報共有を図った。
	<山梨県の現状に関する説明事項>
	・山梨県の財政状況(第2回にも補足データの説明あり)
	・山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例の施行状況
	(第2・3回にも「地下水の法的性質」「地下水の涵養に関する
	指針」の説明あり)
	・山梨県における温泉法の施行状況
	・山梨県の地下水保全・涵養等に関する事業
令和元年10月	平成18年に県に報告書を提出した当時の「ミネラルウォーター
(第2回)	に関する税」検討会委員であり、県議会の政策提言案作成委員会へ
	招聘されて意見を述べた委員から、想定される課税対象及び課税の
	方法等について次のような説明を受け、意見交換が行われた。
	・法定外税の正当化理由
	・課税自主権・自主財源の重要性、依存財源の危険性
	・なぜ地下水か…法定外普通税を構想する際に着目すべき課税の
	根拠
	①富(担税力)、②独自課税としての地域性

検討時期	検討内容
	・課税客体の2オプション
	①営利目的の地下水の採水行為、②営利目的で採水した地下水
	の県外移出行為
	・H18「ミネラルウォーターに関する税」は、事業者に本来測定で
	きない「特別な受益」が存在するとして、それを課税の根拠と
	したこと等により頓挫
	(今回検討する「地下水に着目した法定外税」と論理的な関係
	は全くない)
令和2年 2月	この回から「地下水に着目した法定外税についての論点整理」を
(第3回)	本格的に開始した。
	まず、法定外税の普通税としての位置付けや財源確保努力の必要
	性について確認した上で、担税力、独自性・地域性、地下水の位置
	付け等の課税の根拠に関して議論が行われた。
	また、課税客体、課税標準及び納税義務者といった税の仕組みに
	ついて、「地下水に着目した法定外税ということで、飲料用に地下
	水を使うことに限らず、工業用に地下水を利用することも含めて、
	議論の対象とし、限定するかしないかとの話も検討会で詰めていく
	大きなテーマとなる」との議論の方向性が示され、「課税対象は事
	業用・営利目的に限る」という点についても確認された。
	更に、日本ミネラルウォーター協会及び全国清涼飲料連合会から
	提出された申入書の内容が示されるとともに、検討会として産業界
	等から意見聴取を行う必要性が確認された。
令和2年 9月	新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化を踏まえ
(第4回)	た最近の経済動向について情報共有を図るとともに、平成28年経
	済センサス統計調査結果における清涼飲料、酒類の品目別の山梨県
	順位が全国で上位である状況、平成30年度における地下水採取量
	とその割合を業種別に区分し、電気・ガス・熱供給・水道業と製造
	業の2業種で全体の82.8%を占め、このうち製造業では飲料・
	たばこ・飼料製造業と電子部品・デバイス・電子回路製造業が上位
	である状況を確認した。
	また、それまでの議論を踏まえ、「山梨県の地下水に担税力や独自
	性・地域性が認められること」「山梨の水にはブランド力があること」
	「新税を構想する場合の出発点は、山梨県の地下水のブランドカに

検討時期	検討内容
	より、製品に付加価値がつけられていることに着目し、これを利用
	して企業活動を行っている事業者に新たな負担を求めるといった方
	向性になること」との点が確認された。
	ただし、その後の意見交換において「ブランド力をあまり強調し
	ない方が良い」など「ブランドカ」の扱いについて様々な意見が出
	された。
	更に、地域資源の防衛の観点から、森林法の改正による水源地取
	引の監視体制の強化、条例による水源地を保全する取り組みについ
	て把握した上で、「検討中の新税の目的は地下水の取水制限などでは
	ないが、資源防衛の観点は、地下水に着目した法定外税の必要性に
	関して留意すべき点」であることが確認された。
	課税客体等については、第3回までの議論をもとに、「地下水の採
	水行為」と「県外移出行為」に「地下水の移出行為(県内外)」を加
	えた3案について比較検討が行われたが、「地下水を使うこと自体に
	税負担を求めていく考え方なのか、地下水を製品として売るところ
	に課税の根拠を求める考え方なのかが大きな分かれ目であり、今後
	詰めていく」と次回以降に議論を継続する必要性が示され、併せて、
	企業側に協力を求めた上で製品に含まれる地下水量について、県と
	して調査することとした。
	また、中小企業への配慮について参考になる企業規模に応じた税
	制上の措置と中小企業等の範囲・免税点制度の例についても情報共
	有が図られた。
	<想定される3つの課税客体>
	・ 案 1 : 営利目的で行われる地下水の採水行為
	・ 案 2 - 1 : 営利目的で採水した地下水を販売するために県外
	へ移出する行為 ・ 案 2 - 2 :営利目的で採水した地下水を移出する行為
│ │	第4回に引き続き、課税客体、課税標準及び納税義務者等につい
(第5回)	第4回に引き続き、味代各体、味代標準及び耐代義務有等に プい て論点整理を行った。
(3 0 E)	で
	面積により採取量の把握の可否が決定する点、涵養量等の扱い、地
	域の人が使用する分へ課税することの評価、これまで議論してきた
	「ブランドカに着目」との考えとの整合性などについて意見が出さ
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

検討時期	検討内容
	れた。
	県外への移出行為を課税客体とする案2-1については、課税客
	体の捕捉が困難であること等が問題点として指摘された。
	県内外への移出行為を課税客体とする案2-2については、県が
	実施した地下水利用状況調査の結果報告を事務局に求め、情報共有
	を図るとともに、調査により判明した「地下水を含有する製品」の
	扱いなどについて意見が出された。
	第5回では想定される課税客体等についての意見集約は行われ
	ず、「工業用水の用途について、案1」だとほぼ全ての用途が対象とな
	り、案2では例えば原料用水に限定するということになる」とした
	上で、次回以降に改めて論点整理を行うこととされた。
	・調査事項
	①対象事業所を含む企業全体に関する資本金額、従業員
	及び移出先等
	・調査期間
	令和2年9月~10月
	・調査の範囲
	県へ報告義務のある地下水採取者(揚水設備の吐出口断
	面積50㎝ ^² 超)のうち、製造業の事業所(91事業所)
	- 回収率
	97.8%
令和3年10月	第4回と第5回で論点整理を行った「案1、案2-1、案2-2」
(第6回)	のうち、課税客体の捕捉が困難であること等が問題点として指摘さ
	れた案2-1を除いた案1、案2-2をベースとし、それぞれの課
	税の考え方を整理した上で、制度化の可否の検討も視野に入れた法
	定外普通税の案を「案A:地下水の採水行為に対する課税」「案B:
	地下水の移出行為に対する課税」の2つの案として再整理し、比較
	検討の上、「基本的には移出行為に対する課税を中心にまとめてい

検討時期	検討内容													
	く」との方向性が確認された。													
	また、案Aと案Bの中では提示さ	れていない中小企業者への配												
	慮、免税点の設定、税率、罰則について、制度設計に当たり検討													
	必要な事項として、基本的な考え方及び留意事項についての議論が													
	行われた。													
	更に、次回(第7回)に関係団体からの意見聴取を行う方針を決													
	定した上で、想定される意見聴取対象及び意見聴取の方法について													
	確認された。													
令和4年 1月	検討会での検討における参考とするため、次の関係団体(13団													
(第7回)	体)から「 <mark>案A</mark> :地下水の採水行為に対する課税」「 <mark>案B</mark> :地下水の													
	番出行為に対する課税」の両案に関する意見を書面で聴取し、第7													
	回で意見内容を共有するとともに、うち7団体から検討会会場にて													
	直接意見の説明を受けた。													
	<意見提出のあった関係団体((13団体) >												
	県内関係団体	過去に申入書を提出した団体												
	公益社団法人 日本水道協会山梨県支部	一般社団法人 全国清涼飲料連合会												
	山梨県簡易水道協会	一般社団法人												
	一般社団法人	日本ミネラルウォーター協会												
	山梨県食品衛生協会													
	山梨県ミネラルウォーター協議会													
	一般社団法人 山型県機械電子工業会													
	一般社団法人 山梨県機械電子工業会 山梨県農業協同組合中央会													
	山梨県中小企業団体中央会													
	山梨県商工会連合会													
	山梨県経営者協会													
	山梨経済同友会													
	山梨県商工会議所連合会													
	※下線は直接説明のあった団体	(7団体)												
令和4年 1月	第7回にて関係団体から聴取した意	見に対する議論を行った後、												
(第8回)	第1回から第7回までの検討内容につ	いて、報告書をイメージしな												
	がら整理の方向性に関し議論を行い、	報告書の作成に当たっては、												
	「 <mark>案B</mark> を中心にまとめていく方向に集	約し、 <mark>案B</mark> に関する課題につ												
	いても追記する」との取りまとめのイ	メージが示された。												

検討時期	検討内容
	<関係団体の意見に対する委員コメント>
	【法的な問題点への意見について】
	「私水への課税は根拠に欠ける」「地下水を飲用目的で採取す
	ることへの課税は認められない」との指摘について
	・「取水に関係する税はおかしい」との意見であり、移出行
	為への課税である <mark>案B</mark> には該当しない。
	「地方税の応益課税の原則に反する」との指摘について
	・地方税は、応能課税をベースにすることは間違いないが、
	そこに応益を加味することができるというのが、財政学者
	の定説だと思う。
	・税負担の配分に関しては、応益原則を貫こうとすると必ず
	論理的に無理が生じるということで応能原則を基準にす
	べきであって、地方税では応益も場合によっては加味する
	ことができるという程度で、応益原則のもとにあるという
	理解ではない。
	「地方税法第261条1号、2号、3号に該当する」との指
	摘について
	・この税は事業者課税の直接税であり、転嫁を前提とすると
	いう認識が違う。転嫁を前提というところを省くと指摘に
	根拠がない。
	・実際に転嫁するかどうかは、法人税などと同じで検証のし
	ようがない。
	・転嫁するかしないかは市場が決めること。法的には転嫁は
	予定されていないが事実上転嫁されることは明らかであ
	り、法的には別としても経済的には二重負担が生じる。酒
	のように嗜好性が高いものは正当化されるかもしれない
	が、飲料水はどうなのか。
	・価格に転嫁するしない、どのくらい転嫁する、それは事業
	者の価格決定の問題であるから、この検討会でそれを議論
	することにはならない。地方税法第261条は総務省の同
	意要件になっているが、この税が導入されたら、流通にどの程序の際字があるかないかといることを議論する検討
	の程度の障害があるかないかということを議論する検討

検討時期	検討内容
	会ではないのではないか。
	・地方税法第261条の要件に関しては総務大臣の同意が
	必要だが、これが否定されることはないのでは。
	・いわゆる法定外税の3要件だが、1番目の「税源を同じく
	する」には該当しない。2番目の「流通」については事業
	者に対する直接課税なので消費流通税ではないと整理さ
	れるはず。3番目の「国の経済政策に関わるものかどうか」
	についても全く関わらない。
	【その他の意見について】
	・涵養活動を実施しているとの意見があったが、地下水を揚
	水している事業者には水源の涵養義務を条例で課してい
	るので、このことについては一定の配慮を求めたい。
	・歳入に関する自治の能力を高めるため、県民の共有の財産
	を使って営利活動をしているところにはそれなりの富が
	あるのではないかということで協力をいただけないだろ
	うかという新しい法定外税を検討している趣旨が伝わっ
	ていないのではないか。
	・想定された意見が出てきたが、 <mark>案B</mark> については条件付きで
	あれば一定の容認はされるような感覚を持った。富の大半
	が県から外へ出て行くものに課税するということは県民
	としては理解ができるというふうに感じたのではないか。
	・どういう場合に事業者が納得できるかというと、フェア
	(狙い撃ちでない)であり、仕組みが簡素(軽減税率等を
	導入すると複雑になっていく)であること。
	・狙い撃ちかどうかという観点でいうと、検討会で方向性を
	詰めていって課税最低限等の議論をしていって、そのよう
	な議論をしてみると、このぐらいの業態の方々が残るとい
	うような手続きを踏んできたので、そのプロセスを丁寧に
	示すべき。
	・様々な意見があったが、一番のポイントは地下水に着目し
	て課税をするというその大元のところの理解が得られる
	かどうかであると思うので、検討のプロセスをできるだけ
	丁寧に示すことが必要。

検討時期	検討内容
	・山梨県のミネラルウォーターのブランドを高めるために
	広告宣伝費など様々な経営資源を投下した結果であり、二
	重にも三重にも事実上支払っていることはどうなのか。ま
	た、この税を課すことによる山梨県のマイナスの影響も考
	慮すべきか。
	・税の導入による県の経済への影響とか、目下の経済状況の
	絡みといったところは、検討会で判断するというより県議
	会で判断することだと思うので、そういったところへの留
	意を求めるということになるのではないか。 税が複雑化す
	る危険性ということについても同様に、そういったところ
	に注意を促すということになるのではないか。
令和4年 3月	報告書(案)について検討した。
(第9回)	

(4) 関係団体からの意見(令和3年11月~12月に書面提出)

①県内関係団体からの意見

県内関係団体名	案A (地下水の採水行為に対する課税)	案B (地下水の移出行為に対する課税)
公益社団法人	山梨県の上水道事業については、行政区域内	意見なし
日本水道協会山梨県支部	総人口 822,651 人に対し、給水人口は719,320	
	人 (87.4%) を占めています。水源について	
	は、地下水が73.7%(272箇所)を占めてお	
	り、その他 19.8% (73 箇所)、地表水 6.5%	
	(24 箇所) の順となっています。	
	水源別の年間取水量については、地下水が	
	41.6% (55,196 千㎡) を占めており、地表水	
	40.9% (54,388 千㎡)、その他 17.5% (23,220	
	m)の順となっています。	
	[出典 令和元年度版山梨県の水道]	
	水源別の地下水の年間取水量の割合は、全国	
	平均 22.6%に比べ、山梨県の上水道事業では	
	41.6%を占めています。	
	地方公共団体の経営する水道事業は、企業の	
	経済性を発揮するとともに、公共の福祉を推進	
	するように運営されなければならず、また、そ	
	の運営経費については、企業の経営に伴う収入	
	をもって充てなければならないとされていま	
	す。全国的に、人口減少に伴う水需要の減少や	
	施設の老朽化、職員数の減少などの様々な課題	
	に直面し、厳しい経営環境に置かれており、近	
	い将来には水道料金の値上げを検討せざるを得	
	ない段階にあります。ここへ更に新税の導入と	
	なると、その分を水道料金に反映することとな	
	り、利用者への負担が増すこととなります。	
	また、将来にわたって安全で良質な水道水の	
	供給を確保し、安定的な事業運営を行っていく	
	ため、総務省は経営基盤や組織体制の強化に向	
	け、各都道府県に「水道広域化推進プラン」を	
	2022 年度末までに策定するよう要請していま	
	す。	
	このような状況の中、地下水の採水行為を課	
	税対象とすべきではないと考えます。	
⊔梨県簡易水道協会	●自治体が運営する簡易水道関係事業は、その	●貴重な地下資源に対して行われる営利事
	目的を「営利目的」でなく「住民の福祉増進」	に対する課税という観点については、案Aよ
	としている。近年の経営状況から、公営企業と	も望ましいと考える。
	しては水道料金の値上げを検討せざるを得ない	ただし、簡易水道事業は脆弱な経営基盤に
	段階にあり、ここへ更に新税導入となればその	え、老朽管の更新等経費の増嵩の中で、利用
	分を使用料に反映することとなり利用者への負	に安全で、良質低廉な水を供給する責務を有
	担が増すこととなる。値上げ、新税ともに理解	┃ ┃ ており、簡易水道事業者が納税義務者となる
	が得ることが困難となってしまうためこの案に	│ │ 合は、免税点や税率等の検討を行うに当たっ
	は賛同しかねる。	は課税がなされないよう特段の配慮をお願
	●地下水をもってペットボトル飲料水を製造す	したい。
	る場合も営利目的が主でなく、あくまで災害用	, and the second
	備蓄飲料を主としている市町村が多い。販売価	
	格が低いため、少額であっても消費税プラス新	
	日で マー・・・・・・・・ 一点 しっし しつ 東 ルノ ノハ 例	
	税では備蓄促進に大きな足かせとなるため、こ	

県内関係団体名	案A (地下水の採水行為に対する課税)	案B (地下水の移出行為に対する課税)
一般社団法人山梨県食品衛生協会	当協会は、食品事業者等の自主的衛生管理の 推進及び食品衛生の普及啓発を図ることが主事 業となります。また、食品衛生法に基づく許可 事業者が主な会員となっており、会員において は、地下水(井戸水)の利用状況が多種多様に わたっていることから、意見集約が困難である ことが現状です。 以上の理由から、当協会としての統一した意 見をお示しすることが出来ません。	製造許可事業者については、業種により各々の協議会・組合等があると思われますので、そのご意見を尊重いたします。
山梨県ミネラルウォーター協議会	当協議会はミネラルウォーター製造の品質技術向上を目的とした協議会でありかからない。 山梨県の ボガベントやPRイベントへの参をを行うなどの活動を実施しております。 また、我々は県の業界を代表するものでは切り場所で差したいと考えます。 は強いただきましております。 できるとしております。 できるというお願い申し上げます。 ただし、世界の循環資ニとに関し、会員企業が違和感を感じており、一定の会員企業が違和感を感じており、一定の会員企業が違和感を感じております。	当協議会はミステントは、 一製造機会はミステントは、 が水イベ会員を実っている。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
一般社団法人山梨県機械電子工業会	当工業会としては、以下の理由により 反対します。 ・公平感から言えば、地下水を利用するすべての事業者から税を徴収することが原則とま業者が、工業系の事業者だけでなく農業系の事業者なども対象とすべきであり、製造業や農業を出型県の主要産業に生ずる影響は大きく、での税制導入には反対。 ・当社でも検討会でも意見があった通り、地村の場所として、また近年では水資源として、また近年では水資源として、使用る当社で県条例の制限に沿った利用を行っていた浄化に入り、地下水で直接利益を思り、公はに利用しており、地下水で直接利益を提供では地下水は主に設備冷却が、はいため課税の主旨からは、対象企業の特ではいたのは、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象企業の特では、対象を対ある。といる。といるは、対象を対しては、対象を対しては、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対象が対象を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	

県内関係団体名	案A (地下水の採水行為に対する課税)	案B(地下水の移出行為に対する課税)
	現実的に無理があるため、案Aは反対。	
	・弊社では、地下水を製造工程で冷却に使用し	
	ている。採取した水は、ろ過循環し再利用して	
	蒸発分のみを補充し水資源の保全に努めてい	
	る。従って、水の冷却機能を使用しているが水	
	そのものを出荷しているわけではない。また、	
	課税が山梨県のみで他県が課税しないとコスト	
	競争力が低下し著しく不利となり、山梨県産業	
	の振興に多大な影響を及ぼす。従って、案Aは、	
	反対である。	
	・工業会の会員の地下水利用は、工業製品を製	
	作する過程等で使用されるものであって、山梨	
	県が言う、山梨ブランド地下水を前面に出して	
	販促し利益を得ているわけではない。つまり、	
	工業会会員の地下水利用は、単純に地下水の使	
	用であって、山梨地下水のブランドカの有無は	
	あまり関係がない。従って、第6回委員会での	
	コメント、「富(価値)に対して課税をするべき	
	であって、採水行為だけでは富(価値)が見え	
	ないので、課税するのは相当に難しいのではな	
	いか」に賛同する。	
	・利用目的は異なれど、採水するという行為は	
	同じく行われることから採水行為に対し課税す	
	べきと考えました。しかしながら、洗浄や融雪	
	等での利用後には浄化放流し自然へ帰すことか	
	・おもの利用後には近れて放加し自然で描すことが ら地下水は循環していると言えます。よって、	
	採水ということだけで課税することに対し気に	
	なるところが残ります。SDGs(No6)の	
	観点では、安全な水を持続可能な管理をする必	
	要を謳っている。	
	・地下水を採水する行為に税負担を求めるのは	
	難しいと思う。	
山梨県農業協同組合中央会	地下水の採水の状況は、様々であり一律の採	農業における地下水の使用と全く使用目的が
	水行為に課税することは、公平な課税方法とし	異なると考えられます。地下水をそのまま、あ
	ては問題があると考えます。	るいは主成分として、製品化(商品と)して販
		売することに対しては課税することが適当と考
	の飲用井戸との共用で作物の栽培に必要最小限	えます。
	の地下水を利用している状況にあること、畑に	これらの商品は、販売価格のうち、地下水の
	散水し自然界に循環されるものであることか	価値が大部分を占めているからです。
	ら、対象外とすることが適当と考えます。	酒税と同様に製造現場から移出(出荷)時に
	なお、大規模工場の進出に伴い地下水が下が	課税することで、広く安価な課税になると考え
	り、農産物の栽培に支障をきたしている事例も	ます。
	聞かれます。特に最近の高温による異常気象に	
	おいては、地熱の上昇、干ばつ等により夜温が	
	下がらず、果実等の品質の低下も課題となって	
	います。	
	大規模な地下水利用者とは、個別に協定等を	
	結び、企業版ふるさと納税制度の活用など様々	
	な方法で税負担を求めていくことが適当と考え	
	ます。	

県内関係団体名	案A (地下水の採水行為に対する課税)	案B (地下水の移出行為に対する課税)
山梨県中小企業団体中央会	現在、地下水を採水して事業利用している中小・小規模事業者あるいは水道事業者を対象に課税することは、事業者のコスト増や一般県民の水道利用料アップにつながることから、広く理解を得にくいと思われる。 県外企業の進出を阻害する可能性もあるが、将来的に、大量に採水する事業者に対しては採水量に課税するような制度の導入が望ましい。	国民あるいは県民の共有財産である地下水を 飲料用に県外移出するという形で事業利用して 収益をあげている企業に対して課税する方法 が、一番実現可能性が高いと思われる。 現在、輸送コストの点から全国各地の大消費 地に近いところで、ミネラルウォーター事業者 がそれぞれ事業を行うようになっており、 県が課税を行なっても、事業者の県外移転が 漁に進むとは思われないし、新規進出が大幅に 減るとは思われない。 普通税として徴収した場合も、山梨県の自然 環境保護に活用するという使途にある程度限定 したほうが、理解を得やすいと思う。
山梨県商工会連合会	〇反対 (反対理由) ・地下水を直接の商品としていない多くの業種 に対しても広く課税をすることは混乱と不満を 招くことになり、商品として利益をあげている 業種との間の"公平"の理念に反するのではな いか。 ・課税対象が膨大な数となり、税収に比べて課 税や徴収のための経費の比率が高くなることが 予想されることから、"簡素"の理念に反するの ではないか。	○賛成(条件付き) (賛成理由) ・県民共有の財産である地下水を、直接の商品 として利益を得ている行為に対し課税すること は、県民にとって納得性がある。 ・課税や徴収の仕組みが簡素であり、経費も低 く抑えられる。 (条件) ・財務状況が脆弱な中小・小規模事業者に配慮 した免税点としていただきたい。 ・山梨県民に還元される税であるという観点か ら、県内本社企業に対する軽減税率等の配慮を お願いしたい。
山梨県経営者協会	○課税の公平性はあるが、汲み上げた地下水の計量が正しく行われるのか疑問であり、これが担保されなければかえって不公平になりかねない。 ○地下水の使用のみで課税されることになると、企業にとってはコスト増となり、県内への企業進出や新規事業の創設等の妨げになる。 ○県内の住民や事業所は、既に水源の涵養等を目的とした森林環境税を納付しており、類似の税負担には理解が得られにくい。	○県内で採水される地下水は、山梨県の自然環境とそれを維持してきた県民の努力の賜物であり、その価値に対して税負担を求めることは一定の理解ができる。 ○ミネラルウォーターや清涼飲料水など、地下水を主な原料とする飲料への課税であれば、移出量の把握が容易であり、課税対象における不公平感はない。 ○特定の事業者への課税というとらえ方ではなく、山梨県の地下水を原料とする飲料を評価し、愛飲いただく皆様に広くご負担いただくものと捉えている。
山梨経済同友会	○地下水を利用する全ての事業者に税金を課すことは、その目的も不明確であり、県民の納得も到底得られないものと考える。 ○地下水の利用実態として、水道がその54%を占めるという事を考えあわせると、この案は検討する意義も見いだせないものと考える。 ○さらにこの税の徴収を考えた場合、吐出口50㎡以下の水道管にもその取水量を把握する必要があるが、それは現実的とは思えない。 ◎従って案Aについてはその主旨、目的、徴税方法から言って、適切ではないと判断する。	〇山梨県の人口、面積規模に比べて、ミネラルウォーターのシェアが突出して高いことは、その水に経済的な価値があり需要がある、という観点は同意である。 〇しかしその価値のある山梨県の強味に対して税金を課すことは、この利用に対するブレーキを掛ける県としてのネガティブな意思表示となる。それは事業者の山梨県での事業運営の意欲を削ぐものであり、山梨県経済にとってはマイナスとなるものであろう。 〇むしろその強みを最大限活用し、山梨県経済

の活性化、ブランドカ強化に利用していくことが、ひいては税収を増やすことになると考える。

旧士昭庆四十九													
県内関係団体名	案A (地下水の採水行為に対する課税)	<u>案B</u> (地下水の移出行為に対する課税)											
		◎従って 案B については、現在は環境側面から											
		税により地下水採取を抑制する必要がない、と											
		いう前提で言えば、山梨県の貴重な強みを失わ											
		│ │ せる政策と言え、導入には反対せざるを得ない。											
山梨県商工会議所連合会	まず、当組織は、甲府商工会議所と富士吉田	商工会議所で組織しており、両会議所とも総合経											
	済団体であり単一業界の組織でないことから案	A・案B両方に関係してくる事業者が数多く会員											
	として入会していることを前提として回答する。	財政が厳しい山梨県が自主財源確保する目的											
	│ で、独自の税体系を確立しようとすることは理解	解できるものの、近年消費増税をはじめ、最低賃											
	金のアップを含めた人件費の上昇や働き方改革による間接的な負担など事業者、特に中小・小規												
	模事業者への社会的負担は増える一方である。更に、コロナ禍が追い打ちをかけて、厳しさが増												
	[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [らず、事業者に対して増税となる当制度に積極的											
		りり、争未任に対して垣枕となるヨ前及に慎極的											
	に賛成意見を言える立場にはない。	,											
	・多くの事業者が地下水を工業用水や農業用水	・全国各地に影響を及ぼすため、山梨県独自の											
	などとして利用しており、採水行為に対して課	法定外税として扱うべきではない。											
	税されることは会員事業者にとって死活問題と	・山梨県の新たな税制によって公正な企業競争											
	│ │ なることは明らかで、山梨県だけではなく全国	力を失わせてはならない。											
	すべての地域が関連する問題となる。	・商品への価格転嫁は市場競争力を低下させ											
	・仮に制度化されるようなことになれば、山梨	る。											
	県の企業誘致競争力の低下要因となり、中小・	・甲府、富士吉田両商工会議所の会員には、ミ											
	小規模事業者、農業従事者等多くの事業者に悪	ネラルウォーターの関係事業者が多く、移出行											
	影響を及ぼすことになる。	為への課税に対しても賛成できる立場にない。											

②申入書提出団体からの意見

申入書提出団体

一般社団法人 全国清涼飲料連合会

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

主題の件に関し、一般社団法人全国清涼飲料連合会(以下、全清飲)の意見要請を受けました件に対し、下記のとおり回答申し上げます。

なお、この意見書に記載した全ての事項が山梨県総務部税務課よりご依頼のありました「案A」・「案B」に対する全清飲の意見です。本意見書で提示しています「案A」・「案B」に対する個別意見のみを全清飲の意見として切り出しての使用はしないようにご配慮ください。

1. 地下水税に着目した法定外普通税の導入に関し、税の原則に関する意見

全清飲よりは、2020年2月26日付で、地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する業界の意見を申入書として、山梨県地方税制等検討会(以下、検討会)議長宛てに提出しています。申入書を提出させて頂いたにもかかわらず、残念ながらその内容が検討会で議論された経緯は無いと認識しています。よって、ここに、再度、同様の内容の、税の原則に係る意見を記しますので、検討会で十分な議論がされることを要望いたします。

① 私水への課税は根拠に欠ける

河川法2条2項は「河川の流水は、私権の目的となることができない」と規定しており、河川の流水は公水であり、私人に所有権が属さないとされるため、都道府県知事は流水占用料を徴収していると理解されます。

一方、民法207条では「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とされ、河川とは違い、地下水は土地の所有者の私的所有権が認められています。よって都道府県等の地方自治体が、国や地方団体の所有に属さない私人に所有権の属する地下水を採取することに対し、地下水利用の受益者であるとの理由で税を課することは困難であると考えます。よって、あたかも、山梨県が地下水に関わる権利を有するかのような観点から課税案を検討することは法的に正当化できないと考えます。

② 地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない

山梨県流水占用料等に関する条例は、流水占用料として、水量毎秒1リットルにつき1年で3,850円を納付することを原則としていますが、同条例3条で、飲用水を得るための流水の占用等を行う場合には流水占用料を減額し、又は免除することができると定めています。当該条例では、人が適時適切に水を摂取する必要性から、水を飲用に供する行為の国民生活における重要性を、山梨県が認めているものと理解しております。

山梨県民が地下水を飲用に供する行為と、国民が適時適切に水を摂取するため、採取された地下水を容器に充填されたものを飲用に供する行為とでは、国民生活における重要性に違いはありません。

よって、山梨県の飲用の水の過半である湧水を含む地下水の利用行為に対して、当然課税すべきではなく、飲用製品製造のための地下水の採取に対する法定外税を導入することは、山梨県流水占用料等に関する条例と矛盾した行政対応を行うことになり、到底認められることではないと考えます。

③ 地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く

今回の地下水税については、専ら山梨県の財政需要を満たす目的で法定外普通税として 導入することが検討されているところ、山梨県の財政需要を満たすという目的以外に、国 税において認められる所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能を有するとは 認められません。したがって、政策的、技術的な判断は不要と考えられるため、立法府で ある山梨県議会の裁量は狭く、憲法 1 4条 1 項の平等原則との関係で、課税手法が目的と の関連で合理性を有するかが厳しく問われなければならないと考えます。また、地下水税 を負担する企業の株主や当該税が転嫁された商品を購入する消費者の多くは山梨県議会に 代表を送ることのできない県外在住者であり、租税法律(条例)主義(憲法 8 4条)の観 点からも、課税の公平性の確保が必要になると考えます(別紙参照)。

特に検討会で議論されている「案B」については、工業用利用目的や農業用利用目的の地下水採取に対して実質的に課税をしないとされる一方で、飲用目的の地下水採取に対してのみ課税することは、飲用目的という重要な地下水の採取行為に対して不合理な負担をかけるものであり、工業用利用目的や農業用利用目的による地下水採取という行為に対して差別することでもあるため、課税上の公平性を欠きます。

また、上記に加え、飲用目的の地下水採取行為は、全工業用地下水の2%に過ぎず(令和3年11月9日付、山梨県総務部長よりの「地下水に着目した法定外税について(照会)」の添付資料「第6回山梨県地方税制等検討会」に記述のあった「案A」に関する資

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

料の「平成30年度の大規模採取者による業種別地下水採取量」、ならびに「案B」に関する資料の「想定される課税標準量」より算出)、極めて採水量の少ない特定の用途のみを対象とすることも、課税上の公平性を欠きます。

なお、第6回の検討会議事録2頁において、「少し政治的な発言をすると、県民の方にできるだけ負担をかけたくないという点で移出行為に対する課税を推奨する」という委員の発言がありますが、かかる発言はまさしく、上記租税法律(条例)主義に反するものです。同議事録3頁においては、「対象となる納税義務者が少なくなれば申告管理もやりやすくなる」という委員の発言もあるところ、かかる発言は、平成18年報告書において、納税義務者が特定かつ少数の者に限定され過ぎていることを導入見送りの理由の一つとして挙げられていることを十分に理解されておらず、広く薄く課税するという税の理念に明らかに反します。

④ 地方税の応益課税の原則に反する

地方税は各人が受ける公的な利益の大きさに応じて課税されるという応益課税の原則の下にあるとされています。それにもかかわらず、公的な利益を特別に受けているものではない飲用目的の地下水の採取に対し、狙い撃ちにするような課税方法は、地方税の、応益課税の原則に基づく水平的公平の確保に反するものです。

⑤ 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する

地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、経済原則上、税負担が物品のコストに含められて最終的に消費者に転嫁することとなります。

このことにより、地下水を使った製品の消費を抑制させ、地下水を使った製品の流通に 障害を与えることになります。

容器に充填された飲用水は、今日、これがない国民生活を想定することが困難なほどに、日常生活を支える生活必需品となっています。容器に充填された飲用水のための地下水の取水行為や飲用水の移出行為に課税することは、生活必需品である飲用水の全国の購入者の消費を抑制させ、もって飲用水の全国の流通に障害を与えることとなり、「物の流通に重大障害を与える」ことにほかなりません。

このことにより、地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは「地方団体間における流通に重大な障害を与える」こととなり、地方税法261条2号に該当すると考えられます。

⑥ 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に該当する 地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、形式的には事業者に対 する課税であるとしても、地下水税は最終的には製品価格に転嫁されることから、これを 実質的に負担するのは地下水に係る製品を購入する消費者となります。そうすると、消費 に対して課税するのと同様であり、消費に対して付加的に課税することについては消費税 の上乗せとなり、国税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が過重となりかねないた め、地方税法に規定する不同意事由に該当すると考えられます(地方税法261条1 号)。

さらに、飲料水は、消費税法上、「食品」に該当し、飲料水の販売は、軽減税率の対象となっています。かかる軽減税率は、消費税の逆進性を緩和し、低所得者層の負担を軽減するための措置として導入されたものです。地下水税は事業者に対する課税であり、消費に対する課税ではないため、形式的には消費税の軽減税率制度という国の経済政策・租税政策と抵触しないように設計されていますが、消費者に対して転嫁される場合、実質的には地下水税は消費者が負担することになります。したがって、地下水税は、国の経済施策に照らして適当でなく、地方税法に規定する不同意事由に該当すると考えられます(地方税法261条3号)。

- 2. 地下水税に着目した法定普通税の導入に関する地方税制等検討会における検討プロセスに 関する意見
 - ① 業界が落ち着いて発言や意見交換ができる意見聴取機会設定のお願い

地方税制等検討会で直接、意見聴取していただける機会をいただき、感謝しております。意見聴取については、公の場において自由な意見の表明と検討会委員の方々と忌憚のない意見交換をさせていただけるものと認識しております。一方で、地方税制等検討会(第6回)の議事録を拝見いたしますと、一委員の発言において、過去の経緯に触れられ

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

たうえで、検討会の設えについて言及されておりました。議事録を読み返しますと、関係 団体の発言者が見えない圧力を感じながら、意見の表明および発言を行わなくてはならな いのではないかと懸念しております。当方としてはこのような不慣れな場において、当方 の意見をご理解いただくため、落ち着いて発言や意見交換ができる会議の設定を切に願う ところであります。

② 検討会における先の業界申入書内容検討のお願い

2020年2月26日付で、検討会宛てに、全清飲含む2団体から申入書を提出し、本申入書は検討会で配付されました。その後、当方からの問題提起に対して、検討会では取り上げられることもなく、何ら議論がされることがありませんでした。

地下水全般について検討され、あらゆる関係団体に意見聴取を行い、課税対象を絞りこんでいく過程をとられることは百歩譲って、理解できますが、結論や方向性を出すことに 急ぎ、丁寧な議論もないまま、検討会において、課税対象を絞りこんだうえで、特定の関係団体数者から意見聴取を行うという行為に対して、違和感を覚えております。

③ 検討会設置要綱に基づいた「税制のあり方について幅広い検討」のお願い

本照会については、課税を前提とした2つの案についてのみ回答する様式となっています。この2案への回答に特化した照会が行われることは、地方税制等検討会のあり方や議事に対して、自由な意見を述べる機会をも与えられないということであります。

本検討会の設置要綱の第1条(目的)に「山梨県にふさわしい税制のあり方について幅広く検討するため」とありますが、要綱の趣旨にそぐわない検討になったことは遺憾であります。

3. 「案A」ならびに「案B」に対する意見

本書の冒頭に意見しましたとおり、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではなく、まずはその議論が十分になされることを希望します。そのような状況で、

「案A」、「案B」の2つの選択肢のみでの意見の要請については適切ではないと考えます。下記に「案A」、「案B」に対する意見を要請に従って記しますが、全清飲としては、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分に行われていないとの前提の中で回答申し上げます。

① 「案A (地下水の採水行為に対する課税)」について

本意見書の第 1 項で記述のとおり、下記の観点から課税案を検討することは法的に正当化できないと考えます。(詳細は本意見書 1-1~⑥参照)

- 1-①:私水への課税は根拠に欠ける
- 1-②:地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない
- 1-③:地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く
- 1-④:地方税の応益課税の原則に反する
- 1-5:地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する
- 1 ⑥: 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に 該当する

また、法的な観点からの意見に加え、本意見書の第4項~6項までの下記意見も、また、今回の全清飲への意見照会回答の一部であることをここに確認致します。(詳細は本意見書4-7参照)

- 4: 山梨県の地下水税の価値について (清涼飲料業界の長年のブランド構築努力と経営 資源投入の成果でもあり、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にして来 た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされているこ とは誠に遺憾。)
- 5:山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響
- 6:山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響
- 7: 今後の検討状況の透明性確保のお願い(全清飲以外の照会者(社)より入手した意 見の開示を要望)

その上で、「案A」に対して意見致します。税は、「薄く、広く」が原則と理解しており、その考えを考慮されての案であると理解します。しかしながら、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではない現状で、「案A」対「案B」の二者択一的意見の要請は不適切であると考えます。例えば、山梨県の「貴重な資源」には、地下

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

水以外に空気、環境、景観、歴史など様々あり、観光業、旅館業、物販業などは、そのような山梨県の持つ価値を貨幣価値に換えて収益を上げており、地下水のみを取り上げて課税することは明らかに公平性を欠くと考えます。

② 「案B(地下水の移出行為に対する課税)」について

本意見書の第1項で記述のとおり、下記の観点から課税案を検討することは法的に正当化できないと考えます。(詳細は本意見書1-1~⑥参照)

- 1-①:私水への課税は根拠に欠ける
- 1-②:地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない
- 1-③:地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く
- 1-④:地方税の応益課税の原則に反する
- 1-⑤:地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する
- 1 ⑥: 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に 該当する

また、法的な観点からの意見に加え、本意見書の第4項~6項までの下記意見も、また、今回の全清飲への意見照会回答の一部であることをここに確認致します。(詳細は本意見書4-7参照)

- 4: 山梨県の地下水税の価値について (清涼飲料業界の長年のブランド構築努力と経営 資源投入の成果でもあり、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にして来 た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされているこ とは誠に遺憾。)
- 5:山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響
- 6:山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響
- 7:今後の検討状況の透明性確保のお願い(全清飲以外の照会者(社)より入手した意見の開示を要望)

その上で、「案B」に対して意見致します。一般論として、税の運用においての「技術面」の課題を回避することを主たる理由として課税客体を絞り込む考え方は、税の検討においては不適切であり、大きく公平性を無視した方策と考えます。また、「案A」同様に、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではない現状で、「案A」対「案B」の二者択一的意見の要請は不適切であると考えます。例えば、質の良い地下水の価値を貨幣価値に換えるという点において、飲料用のみならず、工業用・農業用でも同様です。また、地下水の価値に大きく依拠して製品、サービスを提供する事業の典型としては、温泉を中心とした観光業、名水の地での醸造をアピールする酒類製造業などが挙げられます。地下水の価値を貨幣価値に換えることに課税の根拠を求めるのであれば、これら産業がなぜ除外されるのか、検討会において徹底的に検討がなされるべきであると考えます。

4. 山梨県の地下水の価値について

山梨県の県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水でありますが、その市場価値の高さは清涼飲料業界での長年のブランド構築努力と経営資源の投入による成果で もあると考えています。

また、清涼飲料業界は、森林の保護の観点より森林税も納税しており、また税負担以外にも 多くの涵養活動を長年に渡り実施してきました。山梨県の先人の皆様の努力に対しては言い尽 くせない敬意を感じていると同時に、清涼飲料業界は税負担または自主的な涵養活動を通じ て、山梨県の森林ならびに地下水の保護に大いなる貢献をして来たものと自負しています。

このように、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にして来た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされていることは誠に遺憾です。

5. 山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響

清涼飲料水は単価も低く、常に価格競争にさらされている特徴をもった製品です。高いブランド価値を有する山梨県のミネラルウォーターも例外ではなく、一定のブランド価値を有する製品は市場で生き残る確率は高くなりますが、昨今の厳しい価格競争から除外されることはありません。よって、ミネラルウォーターの懲罰的且つ追加的課税は山梨県での工場経営に与える影響は少なくなく、今後の採水地、工場立地戦略そして山梨県内での雇用に影響を与えることは否めません。

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

6. 山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響

今回の税制は、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないように、配慮されているかと存じます。そのため、税制は、山梨県の経済に極力干渉しない形で設計される必要があります。新税の導入によって、原価や市場価格にも反映されるので、山梨県の地下水は、競争上不利な立場に置かれることになります。本税制は、税の中立性に反し、山梨県産の地下水の市場優位性を奪い、ひいては山梨県の競争力を弱めることとなります。

さらに、山梨県の地下水の競争力が低下して、山梨県産の地下水が他県産の水に追いやられ、全国の店頭から姿を消してゆくことになれば、山梨県のいいイメージも大幅に減殺されることになります。

以上のように、今回の税制は、(税の原則を踏み外すだけでなく、)山梨県にとりまして、将 来的に大きな負の効果を及ぼすものであり、その導入を見合わせるべきであると考えておりま す。

7. 今後の検討状況の透明性確保のお願い

山梨県地方税制等検討会においては、その開催を山梨県のホームページで告知し、開催に当たっては傍聴が認められるなど、検討状況の透明性が確保されている状況に感謝します。今回の「照会」については、全清飲以外の照会者(社)にも意見を求めているものと理解しています。今回の照会プロセスを通じて、山梨県が他の照会者(社)より入手した意見についても、検討の透明性確保の観点からその全ての内容の開示を強く希望します。 以上

別紙:地下水税と課税の公平性に関する憲法上の問題

租税法の定立につき、基幹税である所得税については「租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とする」ことから、立法府の政策的、技術的な判断に委ねられているとされている(最高裁昭和60年3月27日大法廷判決(民集39巻2号247頁))。

しかし、地下水税については、専ら山梨県の財政需要を満たす目的で法定外普通税として導入することが検討されているところ、山梨県の財政需要を満たすという目的以外に、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能を有するとは認められず、政策的、技術的な判断は不要と考えられるため、立法府(山梨県議会)の裁量は狭く、憲法 1 4 条 1 項の平等原則との関係で、採用された課税手法が目的との関連で合理性を有するかが厳しく問われなければならない。

さらに、租税法律(条例)主義(憲法84条)は、代表なければ課税なしとの原則に基づくものであり、地方議会において、税を賦課され、負担を強いられる者の意見も代表されていることが必要となる。しかし、仮に地下水税が導入された場合、地下水税の負担を強いられる者は、地下水税を負担する企業の株主又は地下水税相当額が商品に転嫁された場合は当該商品を購入する一般消費者であり、当該株主や消費者はむしろ山梨県外に多く所在するところ、山梨県外に所在する者については、山梨県議会に代表を送ることができない。したがって、租税法律(条例)主義の観点からしても、代表を送ることができない者に対する一方的な課税は許されないのであって、課税の公平性の確保が必要になる。

一般社団法人 日本ミネラルウォーター協会

一般社団法人日本ミネラルウォーター協会への意見要請を受けました件に対し、下記の通り 回答申し上げます。

なお、この意見書に記載した全ての事項が山梨県総務部税務課よりご依頼のありました「案A」・「案B」に対する当協会の意見です。本意見書で提示しています「案A」・「案B」に対する個別意見のみを当協会の意見として切り出しての使用はしないようにご配慮ください。

1. 地下水税に着目した法定外普通税の導入に関し、税の原則に関する意見

当協会より、2020年2月26日付で、地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する 業界の意見を申入書として、山梨県地方税制等検討会(以下、検討会)議長宛てに提出してい ます。申入書を提出させて頂いたにもかかわらず、残念ながらその内容が検討会で議論された 経緯は無いと認識しています。よって、ここに、再度、同様の内容の、税の原則に係る意見を 記しますので、検討会で十分な議論がされることを要望いたします。

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

① 私水への課税は根拠に欠ける

河川法2条2項は「河川の流水は、私権の目的となることができない」と規定しており、河川の流水は公水であり、私人に所有権が属さないとされるため、都道府県知事は流水占用料を徴収していると理解されます。

一方、民法207条では「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とされ、河川とは違い、地下水は土地の所有者の私的所有権が認められています。よって都道府県等の地方自治体が、国や地方団体の所有に属さない私人に所有権の属する地下水を採取することに対し、地下水利用の受益者であるとの理由で税を課することは困難であると考えます。よって、あたかも、山梨県が地下水に関わる権利を有するかのような観点から課税案を検討する事は法的に正当化できないと考えます。

② 地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない

山梨県流水占用料等に関する条例は、流水占用料として、水量毎秒1リットルにつき1年で3,850円を納付することを原則としていますが、同条例3条で、飲用水を得るための流水の占用等を行う場合には流水占用料を減額し、又は免除することができると定めています。当該条例では、人が適時適切に水を摂取する必要性から、水を飲用に供する行為の国民生活における重要性を、山梨県が認めているものと理解しております。

山梨県民が地下水を飲用に供する行為と、国民が適時適切に水を摂取するため、採取された地下水を容器に充填されたものを飲用に供する行為とでは、国民生活における重要性に違いはありません。

よって、山梨県の飲用の水の過半である湧水を含む地下水の利用行為に対して、当然課税すべきではなく、飲用製品製造のための地下水の採取に対する法定外税を導入することは、山梨県流水占用料等に関する条例と矛盾した行政対応を行うことになり、到底認められることではないと考えます。

③ 地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く

今回の地下水税については、専ら山梨県の財政需要を満たす目的で法定外普通税として 導入することが検討されているところ、山梨県の財政需要を満たすという目的以外に、国 税において認められる所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能を有するとは 認められません。したがって、政策的、技術的な判断は不要と考えられるため、立法府で ある山梨県議会の裁量は狭く、憲法 1 4条 1 項の平等原則との関係で、課税手法が目的と の関連で合理性を有するかが厳しく問われなければならないと考えます。また、地下水税 を負担する企業の株主や当該税が転嫁された商品を購入する消費者の多くは山梨県議会に 代表を送ることのできない県外在住者であり、租税法律(条例)主義(憲法 8 4条)の観 点からも、課税の公平性の確保が必要になると考えます(別紙参照)。

特に検討会で議論されている「案B」については、工業用利用目的や農業用利用目的の 地下水採取に対して実質的に課税をしないとされる一方で、飲用目的の地下水採取に対し てのみ課税することは、飲用目的という重要な地下水の採取行為に対して不合理な負担を かけるものであり、工業用利用目的や農業用利用目的による地下水採取という行為に対し て差別することでもあるため、課税上の公平性を欠きます。

また、上記に加え、飲用目的の地下水採取行為は、全工業用地下水の2%に過ぎず(令和3年11月9日付山梨県総務部長よりの「地下水に着目した法定外税について(照会)」の添付資料「第6回山梨県地方税制等検討会」に記述のあった「案A」に関する資料の「平成30年度の大規模採取者による業種別地下水採取量」、ならびに「案B」に関する資料の「想定される課税標準量」より算出)、極めて採水量の少ない特定の用途のみを対象とすることも、課税上の公平性を欠きます。

なお、第6回の検討会議事録2頁において、「少し政治的な発言をすると、県民の方にできるだけ負担をかけたくないという点で移出行為に対する課税を推奨する」という委員の発言がありますが、かかる発言はまさしく、上記租税法律(条例)主義に反するものです。同議事録3頁においては、「対象となる納税義務者が少なくなれば申告管理もやりやすくなる」という委員の発言もあるところ、かかる発言は、平成18年報告書において、納税義務者が特定かつ少数の者に限定され過ぎていることを導入見送りの理由の一つとして挙げられていることを十分に理解されておらず、広く薄く課税するという税の理念に明らかに反します。

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

④ 地方税の応益課税の原則に反する

地方税は各人が受ける公的な利益の大きさに応じて課税されるという応益課税の原則の下にあるとされています。それにもかかわらず、公的な利益を特別に受けているものではないミネラルウォーター製品製造という飲用目的の地下水の採取に対し、狙い撃ちにするような課税方法は、地方税の、応益課税の原則に基づく水平的公平の確保に反するものです。

⑤ 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する

地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、経済原則上、税負担が物品のコストに含められて最終的に消費者に転嫁することとなります。このことにより、地下水を使った製品の消費を抑制させ、地下水を使った製品の流通に障害を与えることになります。

容器に充填された飲用水は、今日、これがない国民生活を想定することが困難なほどに、日常生活を支える生活必需品となっています。容器に充填された飲用水のための地下水の取水行為や飲用水の移出行為に課税することは、生活必需品である飲用水の全国の購入者の消費を抑制させ、もって飲用水の全国の流通に障害を与えることとなり、「物の流通に重大障害を与える」ことにほかなりません。

このことにより、地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは「地方団体間における流通に重大な障害を与える」こととなり、地方税法261条2号に該当すると考えられます。

⑥ 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に該当する

地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、形式的には事業者に対する課税であるとしても、地下水税は最終的には製品価格に転嫁されることから、これを実質的に負担するのは地下水に係る製品を購入する消費者となります。そうすると、消費に対して課税するのと同様であり、消費に対して付加的に課税することについては消費税の上乗せとなり、国税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が過重となりかねないため、地方税法に規定する不同意事由に該当すると考えられます(地方税法261条1号)。

さらに、飲料水は、消費税法上、「食品」に該当し、飲料水の販売は、軽減税率の対象となっています。かかる軽減税率は、消費税の逆進性を緩和し、低所得者層の負担を軽減するための措置として導入されたものです。地下水税は事業者に対する課税であり、消費に対する課税ではないため、形式的には消費税の軽減税率制度という国の経済政策・租税政策と抵触しないように設計されていますが、消費者に対して転嫁される場合、実質的には地下水税は消費者が負担することになります。したがって、地下水税は、国の経済施策に照らして適当でなく、地方税法に規定する不同意事由に該当すると考えられます(地方税法261条3号)。

2. 地下水税に着目した法定外普通税の導入に関する地方税制等検討会における検討プロセス に関する意見

① 業界が落ち着いて発言や意見交換ができる意見聴取機会設定のお願い

地方税制等検討会で直接、意見聴取していただける機会をいただき、感謝しております。意見聴取については、公の場において自由な意見の表明と検討会委員の方々と忌憚のない意見交換をさせていただけるものと認識しております。一方で、地方税制等検討会(第6回)の議事録を拝見いたしますと、一委員の発言において、過去の経緯に触れられたうえで、検討会の設えについて言及されておりました。議事録を読み返しますと、関係団体の発言者が見えない圧力を感じながら、意見の表明および発言を行わなくてはならないのではないかと懸念しております。当方としてはこのような不慣れな場において、当方の意見をご理解いただくため、落ち着いて発言や意見交換ができる会議の設定を切に願うところであります。

② 検討会における先の業界申入書内容検討のお願い

2020年2月26日付で、検討会宛てに、当協会と一般社団法人全国清涼飲料連合会連名で申入書を提出し、検討会で配付されました。その後、当方からの問題提起に対して、検討会では取り上げられることもなく、何ら議論がされることがありませんでした。地下水全般について検討され、あらゆる関係団体に意見聴取を行い、課税対象を絞りこ

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

んでいく過程をとられることは百歩譲って、理解できますが、結論や方向性を出すことに 急ぎ、丁寧な議論もないまま、検討会において、課税対象を絞りこんだうえで、特定の関 係団体数者から意見聴取を行うという行為に対して、違和感を覚えております。

③ 検討会設置要綱に基づいた「税制のあり方について幅広い検討」のお願い

本照会については、課税を前提とした2つの案についてのみ回答する様式となっています。この2案への回答に特化した照会が行われることは、地方税制等検討会のあり方や議事に対して、自由な意見を述べる機会をも与えられないということであります。

本検討会の設置要綱の第1条(目的)に「山梨県にふさわしい税制のあり方について幅広く検討するため」とありますが、要綱の趣旨にそぐわない検討になったことは遺憾であります。

3. 「案A」ならびに「案B」に対する意見

本書の冒頭に意見しましたとおり、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではなく、まずはその議論が十分になされる事を希望します。そのような状況で、「案A」、「案B」の2つの選択肢のみでの意見の要請については適切ではないと考えます。下記に「案A」、「案B」に対する意見を要請に従って記しますが、当協会としては、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分に行われていないとの前提の中で回答申し上げます。

① 「案A (地下水の採水行為に対する課税)」について

本意見書の第1項で記述のとおり、下記の観点から課税案を検討する事は法的に正当化できないと考えます。(詳細は本意見書1-①~⑥参照)

- 1-①: 私水への課税は根拠に欠ける
- 1-②:地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない
- 1-③:地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く
- 1-4:地方税の応益課税の原則に反する
- 1-⑤:地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する
- 1 ⑥: 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に 該当する

また、法的な観点からの意見に加え、本意見書の第4項~6項までの下記意見も、また、今回の当協会への意見照会回答の一部である事をここに確認致します。(詳細は本意見書4-7参照)

- 4:山梨県の地下水税の価値について(清涼飲料業界の長年のブランド構築努力と経営 資源投入の成果でもあり、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にして来 た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされている事 は誠に遺憾。)
- 5:山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響
- 6:山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響
- 7:今後の検討状況の透明性確保のお願い(当協会以外の照会者(社)より入手した意見の開示を要望)

その上で、「案A」に対して意見致します。税は、「薄く、広く」が原則と理解しており、その考えを考慮されての案であると理解します。しかしながら、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではない現状で、「案A」対「案B」の二者択一的意見の要請は不適切であると考えます。例えば、山梨県の「貴重な資源」には、地下水以外に空気、環境、景観、歴史など様々あり、観光業、旅館業、物販業などは、そのような山梨県の持つ価値を貨幣価値に換えて収益を上げており、地下水のみを取り上げて課税することは明らかに公平性を欠くと考えます。

② 「案B(地下水の移出行為に対する課税)」について

本意見書の第1項で記述のとおり、下記の観点から課税案を検討する事は法的に正当化できないと考えます。(詳細は本意見書1-①~⑥参照)

- 1-1: 私水への課税は根拠に欠ける
- 1-②: 地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない
- 1-③:地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く
- 1-④:地方税の応益課税の原則に反する

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

1 - ⑤: 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条2号に該当する 1 - ⑥: 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法261条1号及び3号に 該当する

また、法的な観点からの意見に加え、本意見書の第4項~6項までの下記意見も、また、今回の当協会への意見照会回答の一部である事をここに確認致します。(詳細は本意見書4-7参照)

- 4:山梨県の地下水税の価値について(清涼飲料業界の長年のブランド構築努力と経営 資源投入の成果でもあり、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にして来 た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされている事 (は誠に遺憾。)
- 5:山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響
- 6:山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響
- 7:今後の検討状況の透明性確保のお願い(当協会以外の照会者(社)より入手した意 見の関示を要望)

その上で、「案B」に対して意見致します。一般論として、税の運用においての「技術面」の課題を回避する事を主たる理由として課税客体を絞り込む考え方は、税の検討においては不適切であり、大きく公平性を無視した方策と考えます。また、「案A」同様に、地下水への課税そのものに対しての税の原則からの議論が十分ではない現状で、「案A」対「案B」の二者択一的意見の要請は不適切であると考えます。例えば、質の良い地下水の価値を貨幣価値に換えるという点において、飲料用のみならず、工業用・農業用でも同様です。また、地下水の価値に大きく依拠して製品、サービスを提供する事業の典型としては、温泉を中心とした観光業、名水の地での醸造をアピールする酒類製造業などが挙げられます。地下水の価値を貨幣価値に換えることに課税の根拠を求めるのであれば、これら産業がなぜ除外されるのか、検討会において徹底的に検討がなされるべきであると考えます。

4. 山梨県の地下水の価値について

山梨県の県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水でありますが、その市場価値の高さは清涼飲料業界での長年のブランド構築努力と経営資源の投入による成果でもあると考えています。

また、清涼飲料業界は、森林の保護の観点より森林税も納税しており、また税負担以外にも多くの涵養活動を長年に渡り実施してきました。山梨県の先人の皆様の努力に対しては言い尽くせない敬意を感じていると同時に、清涼飲料業界は税負担または自主的な涵養活動を通じて、山梨県の森林ならびに地下水の保護に大いなる貢献をして来たものと自負しています。

このように、長年、山梨県の森林と地下水を業界として大切にして来た行為や活動が評価されず、逆に懲罰的である追加的税徴収の対象とされている事は誠に遺憾です。

5. 山梨県内の清涼飲料工場の経営への悪影響について

清涼飲料水は単価も低く、常に価格競争にさらされている特徴をもった製品です。高いブランド価値を有する山梨県のミネラルウォーターも例外ではなく、一定のブランド価値を有する製品は市場で生き残る確率は高くなりますが、昨今の厳しい価格競争から除外されることはありません。よって、ミネラルウォーターの懲罰的且つ追加的課税は山梨県での工場経営に与える影響は少なくなく、今後の採水地、工場立地戦略そして山梨県内での雇用に影響を与えることは否めません。

6. 山梨県の地下水への競争力や商品価値への悪影響

今回の税制は、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないように、 配慮されているかと存じます。そのため、税制は、山梨県の経済に極力干渉しない形で設計される必要があります。新税の導入によって、原価や市場価格にも反映されるので、山梨県の地下水は、競争上不利な立場に置かれることになります。本税制は、税の中立性に反し、山梨県産の地下水の市場優位性を奪い、ひいては山梨県の競争力を弱めることとなります。

さらに、山梨県の地下水の競争力が低下して、山梨県産の地下水が他県産の水に追いやられ、全国の店頭から姿を消してゆくことになれば、山梨県のいいイメージも大幅に減殺されることになります。

以上のように、今回の税制は、(税の原則を踏み外すだけでなく、)山梨県にとりまして、将

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見内容

来的に大きな負の効果を及ぼすものであり、その導入を見合わせるべきであると考えております。

7. 今後の検討状況の透明性確保のお願い

山梨県地方税制等検討会においては、その開催を山梨県のホームページで告知し、開催に当たっては傍聴が認められるなど、検討状況の透明性が確保されている状況に感謝します。今回の「照会」については、当協会以外の照会者(社)にも意見を求めているものと理解しています。今回の照会プロセスを通じて、山梨県が他の照会者(社)より入手した意見についても、検討の透明性確保の観点からその全ての内容の開示を強く希望します。 以上

別紙:地下水税と課税の公平性に関する憲法上の問題

租税法の定立につき、基幹税である所得税については「租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とする」ことから、立法府の政策的、技術的な判断に委ねられているとされている(最高裁昭和60年3月27日大法廷判決(民集39巻2号247頁))。

しかし、地下水税については、専ら山梨県の財政需要を満たす目的で法定外普通税として導入することが検討されているところ、山梨県の財政需要を満たすという目的以外に、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能を有するとは認められず、政策的、技術的な判断は不要と考えられるため、立法府(山梨県議会)の裁量は狭く、憲法 1 4 条 1 項の平等原則との関係で、採用された課税手法が目的との関連で合理性を有するかが厳しく問われなければならない。

さらに、租税法律(条例)主義(憲法84条)は、代表なければ課税なしとの原則に基づくものであり、地方議会において、税を賦課され、負担を強いられる者の意見も代表されていることが必要となる。しかし、仮に地下水税が導入された場合、地下水税の負担を強いられる者は、地下水税を負担する企業の株主又は地下水税相当額が商品に転嫁された場合は当該商品を購入する一般消費者であり、当該株主や消費者はむしろ山梨県外に多く所在するところ、山梨県外に所在する者については、山梨県議会に代表を送ることができない。したがって、租税法律(条例)主義の観点からしても、代表を送ることができない者に対する一方的な課税は許されないのであって、課税の公平性の確保が必要になる。

参考資料 4 山梨県議会からの政策提言

地下水に着目した 法定外税導入に関する政策提言

平成31年3月15日

山梨県議会

目 次

1	提言の背景及び趣旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		P	1
2	検討の経過・・・・																					P	2
3	まとめ ・・・・・・																					P	4

1 提言の背景及び趣旨

平成12年4月に施行された地方分権一括法等によって、法定外目的税の創設など 地方自治体の課税自主権の拡充が図られたことから、これまで全国で様々な法定外税 が導入されてきた。

平成13年、富士河口湖町(旧河口湖町・旧勝山村・旧足和田村)が全国初の法定 外目的税として「遊漁税」を導入し、環境保全を目的に湖畔の環境整備に充てるため、 河口湖を訪れる釣り客から税を徴収し、自主財源の確保を図っている。

また、都道府県の法定外目的税としては、27道府県が最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とする産業廃棄物関連の税を創設し、東京都及び大阪府では、ホテル、旅館等の宿泊者から徴収する宿泊税を創設している。

一方、山梨県では、平成12年から、水源涵養に係る施策に要する費用に充てるための法定外目的税として、森林整備に要する費用について、受益者負担の考え方から、特別の受益を得ているミネラルウォーター業界に負担を求めるとする「ミネラルウォーターに関する税」の導入についての検討を行った。

しかし、平成18年、租税法の専門家などで構成する検討委員会は、ミネラルウォーター税について、ミネラルウォーター業界の地下水利用の受益が、他の業界よりも特別に大きいとは言えないことなどから、積極的に評価することは難しく、慎重な対応が望まれるとの検討結果報告を出した。県ではこの報告を受け、導入を断念し、それ以降、法定外税導入の動きはない。

こうしたことから県議会として、自主財源が乏しく、大変厳しい本県の財政状況に 対応し、魅力ある地域づくりを推進するため、新たな税源の創設に向けて提言するこ ととし、平成30年4月に、ミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員 会を設置した。

本委員会では、山梨県の貴重な財産である地下水が事業活動により多く採取されているという固有の状況から、地下水の採取に着目した法定外普通税を導入する必要があると捉え、執行部からの聴き取り調査、税の専門家からの意見聴取などを実施し、過去の法定外目的税を前提とした県の検討とは異なる視点で、検討を重ね、提言を取りまとめた。

県では、この提言を十分尊重され、法定外税導入に向けた検討を早急に行うよう求める。

2 検討の経過

- (1) ミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員会の検討状況
- ·平成30年 4月19日 委員会設置
- · 平成30年 6月25日 第1回委員会

委員長等選出、今後の進め方

·平成30年 7月30日 第2回委員会

法定外税と過去の検討経緯について執行部説明と質疑

·平成30年10月11日 第3回委員会

神奈川大学青木宗明教授からの意見聴取等

·平成30年12月 3日 第4回委員会

論点整理

·平成30年12月18日 第5回委員会

論点整理

・平成31年 2月19日 第6回委員会

提言案の考え方の検討

・平成31年 3月 7日 第7回委員会

提言案の決定

(2)委員の意見

地下水に着目した法定外税導入について、ほとんどの委員が賛成だったが、一部、 次のような意見もあった。

・課税には慎重にも慎重な論議が必要であり、政策提言をこの時点で出すことは議 会として拙速すぎる。

(3) 業界からの申し入れ

山梨県ミネラルウォーター協議会、一般社団法人日本ミネラルウォーター協会、一般社団法人全国清涼飲料連合会から次のとおり申入書の提出があった。

① 提出日

- 平成30年 9月 3日
- · 平成30年12月14日
- · 平成31年 2月18日

② 主な内容

山梨県内のミネラルウォーター製造業者のみならず、すべての取水事業者の経営に多大な影響を与える可能性がある新税の導入に関する事案にも拘わらず、課税目的及び課税対象を明確にすることなく、また、関係する業界の意見聴取の機会の設定を行うことなく、「申入書」や一部委員からの意見を検討・反映することもなく、議会から県に対して政策提言を行う動きは承服しかねる。

3 まとめ

【現状・課題】

○ 本県の平成30年度当初予算の歳入総額に占める県税収入の割合は、わずか 20.9%で、過去10年を見ても、同程度で推移している。

また、平成29年度決算における自主財源比率は43.3%で全国29位となっており、歳入の多くを地方交付税や県債などの依存財源に頼らざるを得ない大変厳しい状況にある。

- 医療・介護・福祉の充実、地場産業の振興、大規模災害・震災への対応といった住民に身近な行政サービスを積極的に推進していくためには、基盤となる地方税財政の安定・強化を図ることが極めて重要である。
- 直面する厳しい財政状況に対応するため、個人県民税、法人事業税などの基幹税を補完するものとして、魅力ある地域づくりのための新たな税源の創設に向けて検討する必要がある。
- 本県は、県土の約8割を占める広大な森林など、豊かな自然から生み出される 清らかな「水」に恵まれ、多くの産品が良質な水から生み出されているが、工業 用水として使用する水の約78%が井戸水とのデータが示すとおり、事業活動に おける地下水の依存度が全国一高い。
- その中でも、ミネラルウォーターの本県での生産量は都道府県別のトップで、 全国シェアの約44%を占めている。

また、生産量について、県がミネラルウォーターに関する税について検討した 時期からの変動を見ても、大きな増加傾向にあり、ここ7年連続で過去最多を更 新している。(平成16年: $53万KL \rightarrow$ 平成29年:143万KL)

○ 税の専門家からは、法定外税の対象として、山梨県の豊かな自然から生み出される良質な地下水に着目した税が有力な候補になるとの意見をいただいた。

【提言】

- 自主財源が乏しく、大変厳しい財政状況にある中で、今後、本県が魅力ある地域づくりを推進していくためは、新たな税源を創設し、財政の安定・強化を図ることが必要不可欠である。
- 地方自治体の課税自主権の拡充により、これまで全国で様々な法定外税が導入 されている状況にあり、本県においても、本県固有の状況を鑑み、一般財源とし て幅広い事業に活用できる法定外普通税を創設するべきである。
- 本県固有の状況から、豊かな自然から生み出される地下水に着目した課税が有力な候補となるが、地下水が将来にわたり守り継いでいかなければならない県民共有財産であることを踏まえ、本県では事業活動により地下水が多く採取され、利益が生じている状況にあるため、地下水の利用に対しての課税を検討するべきである。
- 厳しい財政状況の中で税源を確保するため、一般財源として幅広く使用できる 法定外普通税の導入を前提とし、税収は、地下水の保全・維持に関連する事業を はじめ、県民、納税義務者の理解が得られる事業に充てるべきである。
- 課税対象は、本県内での地下水利用行為とし、地下水が幅広く利用されている 状況にあることから、地下水の利用者、利用形態・量等に応じた、具体的な取り 扱いを考慮する必要がある。例えば、製品の洗浄など利用後に排水として河川に 戻したり、公共利用として水道事業として使用したりする分を課税対象としてど う考慮するのか、また小規模採取者への配慮から課税最低限を設定するのかなど について検討する必要がある。

課税対象として、地下水採取行為全般、地下水を原料とした製品の生産、県内 地下水の県外への移出などが想定されるので、課税標準の把握、実際に徴税する 際のコストなど幅広く、専門的な見地から検討し、決定すべきである。

- 具体的な税の制度設計に当たっては、地下水の利用状況、本県経済の影響など の精査を行い、県民、納税義務者の理解を得ながら進めるべきである。
- 以上を踏まえ、法定外税導入に向けた検討を早急に進められたい。

ミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員会

委副委委委委委委委委委委 首猪臼永宫乙久水古, 川股井井秀泰松美 国員員員員員員員員員 人水古,